

○国立研究開発法人水産研究・教育機構における個人情報  
情報の適正な管理に関する規程

	平成17年	4月	1日付け17水研本第	83号
改正	平成18年	4月	1日付け17水研本第1999号	
改正	平成21年	4月	1日付け20水研本第1610号	
改正	平成23年	4月	1日付け23水研本第30401054号	
改正	平成23年	9月	1日付け23水研本第30829001号	
改正	平成25年	3月	1日付け24水研本第50218007号	
改正	平成27年	3月25日付け26水研本第70205003号		
改正	平成27年	4月	1日付け26水研本第70325001号	
改正	平成27年	12月15日付け27水研本第71210001号		
改正	平成28年	4月	1日付け28水機本第80401008号	
改正	平成29年	5月30日付け29水機本第90529008号		
改正	令和元年	11月13日付け	元水機本第19102302号	
改正	令和2年	7月20日付け	2水機本第20071502号	
改正	令和2年	11月18日付け	2水機本第20111702号	
改正	令和3年	3月29日付け	2水機本第20032301号	
改正	令和3年	8月5日付け	3水機本第21080303号	
改正	令和3年	8月24日付け	3水機本第21081701号	
改正	令和5年	3月27日付け	4水機本第1161号	
改正	令和6年	3月28日付け	5水機本第1207号	
改正	令和6年	11月21日付け	6水機本第	852号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 保有個人情報等の取扱い等

第1節 管理体制及び責務（第3条～第14条）

第2節 保有個人情報等の取扱い（第15条～第21条）

第3節 組織的安全管理措置（第22条～第32条）

第4節 物理的安全管理措置（第33条～第35条）

第5節 技術的安全管理措置（第36条～第45条）

第6節 情報システム室等の安全管理（第46条・第47条）

第7節 業務の委託等（第48条）

第8節 漏えい等の対応（第49条～第51条）

第9節 個人データの第三者提供（第52条～第56条）

第10節 仮名加工情報の取扱い（第57条・第58条）

第 1 1 節	個人情報ファイル簿（第 5 9 条）
第 1 2 節	監査及び点検の実施（第 6 0 条～第 6 3 条）
第 3 章	保有個人情報の開示、訂正及び利用停止
第 1 節	個人情報保護窓口等（第 6 4 条～第 6 6 条）
第 2 節	保有個人情報の開示（第 6 7 条～第 8 0 条）
第 3 節	保有個人情報の訂正（第 8 1 条～第 8 6 条）
第 4 節	保有個人情報の利用停止（第 8 7 条～第 9 2 条）
第 5 節	事案の移送（第 9 3 条～第 9 6 条）
第 6 節	審査請求等（第 9 7 条～第 1 0 2 条）
第 4 章	行政機関等匿名加工情報の提供等（第 1 0 3 条～第 1 1 7 条）
第 5 章	雑則（第 1 1 8 条～第 1 2 1 条）
附 則	

## 第 1 章 総則

### （趣旨）

第 1 条 国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）における個人情報の適正な管理については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「番号法」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成 1 5 年政令第 5 0 7 号。以下「政令」という。）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

### （定義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）個人情報 法第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。
- （2）特定個人情報 番号法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- （3）特定個人情報等 個人識別符号又は特定個人情報をいう。
- （4）個人識別符号 法第 2 条第 2 項に規定する個人識別符号をいう。
- （5）保有個人情報 法第 6 0 条第 1 項に規定する保有個人情報をいう。
- （6）保有個人情報等 保有個人情報又は特定個人情報等をいう。
- （7）行政機関等匿名加工情報 法第 6 0 条第 3 項に規定する行政機関等匿名加工情報をいう。
- （8）役職員等 国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成 1 1 年法律第 1 9 9 号。以下「機構法」という。）第 7 条に規定する役員、国立研究開発法人水産研究・教育機構職員就業規則（1 7 水研本第 2 0 3 0 号。

- 以下「職員就業規則」という。)第2条に規定する職員、国立研究開発法人水産研究・教育機構海上就業規則(17水研本第1958号。以下「海上就業規則」という。)第3条に規定する船員、国立研究開発法人水産研究・教育機構契約職員就業規則(17水研本第2031号。以下「契約職員就業規則」という。)第2条に規定する契約職員及び機構の業務を行う者であって役員、職員、船員、契約職員以外の者をいう。
- (9) 情報システム ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであって、これら全体で保有個人情報に係る業務処理を行うものをいう。
- (10) 本部等 国立研究開発法人水産研究・教育機構組織規程(13水研第52号。以下「組織規程」という。)第2条第1項に規定する本部及び組織規程第2条第2項に規定する開発調査センターをいう。
- (11) 研究所 組織規程第2条第2項に規定する水産資源研究所及び水産技術研究所をいう。
- (12) 水産大学校 組織規程第2条第2項に規定する水産大学校をいう。
- (13) 個人番号利用事務 番号法第2条第10項に規定する個人番号利用事務をいう。
- (14) 個人番号関係事務 番号法第2条第11項に規定する個人番号関係事務をいう。
- (15) 部課等 組織規程において規定する部、課、室、部門、グループ、学科、センター等をいう。
- (16) 個人番号 番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (17) 本人 法第2条第4項に規定する本人をいう。
- (18) 特定個人情報ファイル 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。
- (19) 個人情報データベース等 法第16条第1項に規定する個人情報データベース等をいう。
- (20) 個人情報取扱事業者 法第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者をいう。
- (21) 学術研究機関等 大学、国立研究開発法人その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。
- (22) 個人データ 法第16条第3項に規定する個人データをいう。
- (23) 要配慮個人情報 法第2条第3項に規定する要配慮個人情報をいう。
- (24) アクセス 紙等に記録されたものであるか、電子計算機処理に係るものであるかを問わず、保有個人情報に接する行為をいう。

- (25) 行政機関 法第2条第8項に規定する行政機関をいう。
- (26) 個人関連情報 法第2条第7項に規定する個人関連情報をいう。
- (27) 仮名加工情報 法第2条第5項に規定する仮名加工情報をいう。
- (28) 個人情報ファイル 法第60条第2項に規定する個人情報ファイルをいう。
- (29) 開示請求等 開示請求、訂正請求又は利用停止請求をいう。
- (30) 他の独立行政法人等 法第2条第9項に規定する機構以外の独立行政法人等及び同条第10項に規定する地方独立行政法人をいう。
- (31) 開示請求 法第76条第1項又は第2項の規定に基づく自己を本人とする保有個人情報の開示の請求をいう。
- (32) 本人等 開示請求等に係る保有個人情報の本人又は代理人（法第76条第2項に規定する未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）をいう。
- (33) 訂正請求 法第90条第1項又は第2項の規定に基づく自己を本人とする保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。）の請求をいう。
- (34) 利用停止請求 法第98条第1項又は第2項の規定に基づく利用停止の請求をいう。ただし、特定個人情報等における取り扱いについては、番号法第30条第1項の規定する法第98条第1項第1号及び第2号に係る読み替えを行う。
- (35) 行政機関等匿名加工情報ファイル 法第60条4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルをいう。
- (36) 匿名加工情報 法第2条第6項に規定する匿名加工情報をいう。

## 第2章 保有個人情報等の取扱い等

### 第1節 管理体制及び責務

（個人情報等適正管理委員会の設置）

第3条 機構における個人情報の管理の適正性を確保するため、機構に、個人情報等適正管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、理事長からの諮問又は自らの発議に基づき、保有個人情報の管理、開示、訂正及び利用停止、行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案その他個人情報の適正な管理に関する重要事項について厳正に審議する。

3 前2項に定めるもののほか、委員会の構成、運営等委員会に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（総括保護管理者）

第4条 機構に、総括保護管理者を置き、機構における保有個人情報等の管理

に関する事務を総括する任に当たらせる。

2 総括保護管理者は、理事（総務・財務担当）とする。

（総括保護管理者の責務）

第5条 総括保護管理者は、この規程に定めるところによりその事務を適正に実施するとともに、次に掲げる措置等を講じなければならない。

- (1) 保有個人情報等の取扱いに従事する役職員等に対し、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、個人情報の適正な管理に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うこと。
- (2) 情報システムの管理に関する事務に従事する役職員等に対し、保有個人情報等の適正な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行うこと。
- (3) 第6条第1項の保護管理者及び第8条第1項の保護担当者に対し、現場における保有個人情報等の適切な管理に必要な教育研修を実施する。

（保護管理者）

第6条 本部等、研究所及び水産大学校に、それぞれ保護管理者を置き、別表の中欄に掲げる者をもって、これに充てる。

2 保護管理者は、それぞれ別表の右欄に掲げる施設（以下「担当施設」という。）における保有個人情報等の管理に関する事務を総括する任に当たる。

（保護管理者の責務）

第7条 保護管理者は、この規程に定めるところによりその事務を適正に実施するとともに、保有個人情報等の適切な管理のために、次に掲げる措置等を講じなければならない。

- (1) 担当施設の役職員等に対し、総括保護管理者が実施する教育研修への参加の機会を付与すること。
- (2) 個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下、「個人番号利用事務等」という。）を取り扱う部課等の職員の中から個人番号取扱担当者を指名すること。
- (3) 個人番号利用事務等が個人番号取扱担当者により、利用目的の範囲で適切に実施されるよう管理すること。
- (4) 担当施設における保有個人情報等の適切な管理を確保する任に当たること。保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合、当該情報システムの管理者と連携して、その任に当たること。

（保護担当者）

第8条 保有個人情報等を取り扱う部課等に、当該部課等に係る保護管理者が指名する保護担当者を一人又は複数人置く。

2 保護担当者は、当該部課等における保有個人情報等の管理に関する事務を担当する。

（保護担当者の責務）

第9条 保護担当者は、この規程に定める事務及び保護管理者から指示された事務を適正に実施しなければならない。

(個人番号取扱担当者)

第10条 個人番号利用事務等を取り扱う部課等に、個人番号利用事務等に関する事務を担当する個人番号取扱担当者を置く。

2 個人番号取扱担当者は、それぞれ個人番号利用事務等を取り扱う部課等の職員の中から保護管理者が指名する一人又は複数人の者とする。

(個人番号取扱担当者の責務)

第11条 個人番号取扱担当者は、この規程に定める事務及び保護管理者から指示された事務を適正に実施しなければならない。

2 個人番号取扱担当者は、個人番号を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

3 個人番号取扱担当者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人番号を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人番号を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

4 個人番号取扱担当者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

5 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより機構の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

(3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

6 個人番号取扱担当者は、番号法第14条に基づき本人から個人番号の提供を求める場合は、番号法第16条に定める各方法により、本人の個人番号及び当該人の身元確認を行わなければならない。

7 個人番号取扱担当者は、番号法第19条第11号から第14号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、個人番号利用事務等を処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならない。

8 個人番号取扱担当者は、個人番号利用事務等の事務の範囲を第59条に規定する個人情報ファイル簿で明確にしなければならない。また、明確にした事務において使用される個人番号及び個人番号と関連付けて管理される個人

情報（氏名、生年月日等）の範囲を明確にしなければならない。

（役職員等の責務）

第12条 役職員等は、業務遂行上必要な場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保管してはならない。また、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供を求めてはならない。

2 役職員等又はこれらの職にあった者は、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用してはならない。

3 役職員等は、法の趣旨に則り、関連する法令及びこの規程の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従って、保有個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（監査責任者）

第13条 機構に、監査責任者を置き、保有個人情報等の管理の状況について監査する任に当たる。

2 監査責任者は、監査室長とする。

3 監査責任者は、必要に応じ、職員をその補助者として指名することができる。

（監査責任者の責務）

第14条 監査責任者は、保有個人情報等の管理の状況について監査する任に当たる。

2 監査責任者は、監査した結果を総括保護管理者に報告する。

## 第2節 保有個人情報等の取扱い

（利用目的の特定）

第15条 役職員等は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 役職員等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的による制限）

第16条 役職員等は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 役職員等は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 当該個人情報と学術研究の用に供する目的（以下「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- (6) 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

（不適切な利用の禁止）

第17条 役職員等は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第18条 役職員等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 役職員等は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報取得してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- (6) 学術研究機関等から当該要配慮個人情報取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個



人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)(機構と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。)

(7) 当該要配慮個人情報、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、法第57条第1項各号に掲げる者その他個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「委員会規則」という。)で定める者により公開されている場合

(8) その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

3 役職員等は、外部からの誤送信等により機構の役職員等以外の特定個人情報等を取得したときは、速やかに、保護管理者に報告し、指示を受けなければならない。

(取得に際しての利用目的の通知)

第19条 役職員等は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 役職員等は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電磁的記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 役職員等は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより機構の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

(3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(保有個人情報等の取得等の報告)

第20条 役職員等は、次に掲げる場合を除き、新たに個人情報を取得したときは、その旨を保護担当者に報告しなければならない。

(1) 法令又は規程等の定めるところにより取得した場合

(2) 職員が個別に管理する事務的な連絡先等の個人情報である場合

2 保護担当者は、前項の報告を受けたときは、速やかに、当該保有個人情報等の利用及び保管等の取扱いの状況を保護管理者に報告しなければならない。

(データ内容の正確性の確保等)

第21条 役職員等は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

### 第3節 組織的安全管理措置

(保有個人情報等の適切な管理のために必要な措置)

第22条 保護管理者は、保有個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を講じなければならない。

(管理者権限の設定)

第23条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講じなければならない。

(記録機能を有する機器・媒体の接続制限及び端末の限定)

第24条 保護管理者は、その管理するシステム保有個人情報等（情報システムで取り扱う保有個人情報をいう。以下同じ。）の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報の漏えい等の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）等の必要な措置を講ずる。

2 保護管理者は、その管理するシステム保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末（以下「システム利用端末」という。）を限定するために必要な措置を講じなければならない。

(アクセス制限)

第25条 保護管理者は、その管理する保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等にアクセスする権限を有する役職員等（以下「アクセス権限を有する役職員等」という。）の範囲と権限の内容を、当該役職員等が業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しなければならない。

(複製等の制限)

第26条 保護管理者は、役職員等が業務上の目的で保有個人情報等を取り扱う場合の次に掲げる行為について、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定するものとする。役職員等は、保護管理者の指示に従ってこれらの行為を行わなければならない。

- (1) 保有個人情報等の複製
- (2) 情報システムによる保有個人情報等の送信
- (3) 保有個人情報等又は保有個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、保有個人情報等の適切な管理に支障を及

ぼすおそれのある行為

(誤りの訂正等)

第27条 アクセス権限を有する役職員等は、そのアクセスを行う保有個人情報等の内容に誤り、欠損等を発見した場合には、保護管理者の指示に従って訂正等を行わなければならない。

(保管等)

第28条 アクセス権限を有する役職員等は、保護管理者の指示に従って、そのアクセスを行う保有個人情報等又は保有個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行わなければならない。

(廃棄等)

第29条 アクセス権限を有する役職員等は、そのアクセスを行う保有個人情報等又は保有個人情報等が記録されている媒体(端末及びサーバ内に内蔵されているものを含む。)が保管期間を経過した場合又は保管期間の定めがなく不要となった場合には、保護管理者の指示に従って、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報又は当該媒体の廃棄又は消去を行わなければならない。

2 保有個人情報等を廃棄又は消去した場合は、廃棄又は消去した記録を作成しなければならない。また、これらの作業を委託する場合は、委託先が確実に廃棄又は消去したことを証明書等により確認しなければならない。

(情報システムにおける保有個人情報等の処理)

第30条 役職員等は、保有個人情報等について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去しなければならない。また、保護管理者は、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認しなければならない。

(外的環境の把握)

第31条 保護管理者は、役職員等が外国において個人データを取り扱う場合は、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(従業者の監督)

第32条 保護管理者は、役職員等に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、役職員等に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

#### 第4節 物理的安全管理措置

(管理区域)

第33条 保護管理者は、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システム(サーバ等)を管理する区域(以下「管理区域」という。)を明確にし、物理的

な安全管理措置を講じなければならない。

- 2 保護管理者は、管理区域において、入退室管理及び管理区域へ持ち込む機器等の制限等の措置を講じなければならない。

(取扱区域)

- 第34条 保護管理者は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）について、取り扱う特定個人情報等の秘匿性等その内容に応じ、壁、間仕切り等の設置、個人番号取扱担当者以外の者の往来が少ない場所又は覗き見される可能性の低い場所への座席配置等、個人番号取扱担当者等以外の者が特定個人情報等を容易に閲覧できないよう必要な措置を講じなければならない。

(システム利用端末等の盗難防止等)

- 第35条 保護管理者は、管理区域及び取扱区域等において、その管理するシステム利用端末等の電子機器、記録媒体、書類等の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 アクセス権限を有する役職員等は、保護管理者が必要と認めるときを除き、システム利用端末を外部へ持ち出し、又はシステム利用端末以外の端末を外部から持ち込んで서는ならない。

## 第5節 技術的安全管理措置

(アクセス制御)

- 第36条 保護管理者は、その管理するシステム保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等（パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 保護管理者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講じなければならない。

(アクセス記録)

- 第37条 保護管理者は、その管理するシステム保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該システム保有個人情報等へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置を講じなければならない。
- 2 保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講じなければならない。

(アクセス状況の監視)

- 第38条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該保有個人情報等への不適切なアクセスの監視のため、システム保有個人情報等を含むか又は含むおそれがある情報が情報システムからダウン

ロードされた場合に対処するため、定期的なアクセスログの確認等を行わなければならない。

(外部からの不正アクセス等による被害の防止策)

第39条 保護管理者は、その管理する情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講じなければならない。また、不正アクセス等の被害にあった場合であっても被害を最小化する仕組み（ネットワークの遮断等）を導入し、適切に運用しなければならない。

2 保護管理者は、前項の事案に加え、標的型攻撃等の被害を受けた場合の対応について、関係者において定期的に確認又は訓練等を実施しなければならない。

(不正プログラムによる漏えい等の防止)

第40条 保護管理者は、不正プログラムによるシステム保有個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講じなければならない。

(暗号化)

第41条 保護管理者は、その管理するシステム保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、暗号化のために必要な措置を講じなければならない。また、役職員等は、これを踏まえ、その処理する保有個人情報等について、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化（適切なパスワードの選択、その漏えい防止の措置等を含む。）を行わなければならない。

(入力情報の照合等)

第42条 アクセス権限を有する役職員等は、そのアクセスを行うシステム保有個人情報等の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後のシステム保有個人情報等の内容の確認、既存の保有個人情報等との照合、入力内容の訂正等を行わなければならない。

(バックアップ)

第43条 保護管理者は、その管理するシステム保有個人情報等の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講じなければならない。

(情報システム設計書等の管理)

第44条 保護管理者は、その管理する情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄、持出し等について必要な措置を講じなければならない。

(第三者の閲覧防止)

第45条 アクセス権限を有する役職員等は、システム利用端末の使用に当たっては、システム保有個人情報等が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な

措置を講じなければならない。

## 第6節 情報システム室等の安全管理

(管理区域等における入退管理)

第46条 保護管理者は、その管理する情報システム室等（保有個人情報等を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域をいう。以下同じ。）及び保管施設（システム保有個人情報を記録する媒体を保管するための施設をいう。以下同じ。）を管理区域として立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の役職員（機構法第7条に規定する役員、職員就業規則第2条に規定する職員、海上就業規則第3条に規定する船員、契約職員就業規則第2条に規定する契約職員をいう。）の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講じなければならない。

2 保護管理者は、必要があると認めるときは、その管理する情報システム室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講じなければならない。

3 保護管理者は、その管理する情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講じなければならない。

(情報システム室等の管理)

第47条 保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、その管理する情報システム室等及び保管施設への施錠装置、警報装置、監視設備の設置等の措置を講じなければならない。

2 保護管理者は、災害等に備え、その管理する情報システム室等及び保管施設に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講じなければならない。

## 第7節 業務の委託等

(業務の委託等)

第48条 経理責任者等（国立研究開発法人水産研究・教育機構会計規程（13水研第9号）第7条第1項に規定する経理責任者又は同条第2項の規定によりその事務の一部を分掌する者をいう。以下同じ。）は、保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう必要な措置を講ずるとともに、次に掲げる事項を契約書に明記し、及び委託先における責任者及び業務

従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認しなければならない。

- (1) 個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項
  - (2) 事業所内からの個人情報の持ち出し禁止に関する事項
  - (3) 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）における条件（再委託及び更に再委託が繰り返される場合の条件、許諾等）に関する事項
  - (4) 個人情報の複製等の制限に関する事項
  - (5) 個人情報の安全管理措置に関する事項
  - (6) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
  - (7) 委託契約終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
  - (8) 個人情報を取扱う従業者に関する事項
  - (9) 従業者に対する監督・教育
  - (10) 契約内容の遵守状況についての報告（再委託及び更に再委託が繰り返される場合を含む）に関する事項
  - (11) 実地検査の権限
  - (12) 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
- 2 保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて、委託先における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認する。
  - 3 委託先において、保有個人情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項の措置を実施する。保有個人情報等の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
  - 4 経理責任者等は、保有個人情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を労働者派遣契約書に明記しなければならない。
  - 5 保有個人情報等の提供又は業務委託をする場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講ずる。

## 第8節 漏えい等の対応

（漏えい事案等の報告及び再発防止措置）

第49条 保有個人情報等の漏えい、滅失、毀損等安全確保の上で問題となる

事態が発生し、又は発生したおそれがある事態（以下「漏えい等」という。）を認識した場合、その事態を認識した役職員等は、直ちに当該保有個人情報等を管理する保護管理者に報告しなければならない。

- 2 保護管理者は、前項の報告を受けた場合には、被害の拡大防止又は復旧、漏えいしたデータの回収等のために必要な措置を速やかに講じなければならない。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う（役職員等に行わせることを含む。）ものとする。
- 3 保護管理者は、第1項の報告を受けた場合には、速やかに、漏えい等の発生した経緯、被害状況、取扱いの状況等を調査し、再発防止策を作成し、総括保護管理者に報告しなければならない。ただし、特に重大と認める又は特定個人情報等の漏えい等を認識した場合には、直ちに、総括保護管理者に当該漏えい等の内容等について報告しなければならない。
- 4 総括保護管理者は、前項の報告を受けた場合には、漏えい等の内容等に応じて、当該漏えい等の内容、経緯、被害状況、取扱いの状況、対応状況等、再発防止策を、速やかに、理事長に報告しなければならない。
- 5 総括保護管理者は、第3項の報告を受けた場合には、漏えい等の内容等に応じて、当該漏えい等の内容、経緯、被害状況等について、機構を所管する行政機関に対し速やかに情報提供を行わなければならない。
- 6 保護管理者は、漏えい等が発生した場合には、その発生原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じ、総括保護管理者へ報告しなければならない。
- 7 総括保護管理者又は保護管理者は、漏えい等が発生した場合には、当該漏えい等に係る本人への対応等の措置を講じなければならない。

（漏えい等の報告等）

第50条 総括保護管理者は、漏えい等の事態であって次の各号のいずれかに該当する事態が生じたときは、委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、機構が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等（法第2条第11項に規定する行政機関等をいう。）から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この項において同じ。）の漏えい等
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等
- (4) 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等



2 総括保護管理者は、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えい等その他の特定個人情報の安全の確保に係る事態であって次の各号に掲げる事態が生じたときは、委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、機構が、他の個人番号利用事務等実施者から当該個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた場合であって、当該事態が生じた旨を当該他の個人番号利用事務等実施者に通知したときは、この限りでない。

(1) 次に掲げる特定個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下同じ。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(イ) 情報提供ネットワークシステム及びこれに接続された電子計算機に記録された特定個人情報

(ロ) 機構が個人番号関係事務を処理するために使用する情報システム並びに機構から個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者が当該個人番号関係事務を処理するために使用する情報システムにおいて管理される特定個人情報

(2) 次に掲げる事態

(イ) 不正の目的をもって行われたおそれがある特定個人情報の漏えい等

(ロ) 不正の目的をもって、特定個人情報が利用され、又は利用されたおそれがある事態

(ハ) 不正の目的をもって、特定個人情報が提供され、又は提供されたおそれがある事態

(3) 機構の保有する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を電磁的方法により不特定多数の者に閲覧され、又は閲覧されるおそれがある事態

(4) 次に掲げる特定個人情報に係る本人の数が百人を超える事態

(イ) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある特定個人情報

(ロ) 番号法第9条の規定に反して利用され、又は利用されたおそれがある個人番号を含む特定個人情報

(ハ) 番号法第19条の規定に反して提供され、又は提供されたおそれがある特定個人情報

(公表)

第51条 理事長は、第49条第4項の規定により報告を受けた漏えい等の内容、影響等に応じて、その事実関係及び再発防止策の公表を行う。

2 理事長は、公表を行う事案について、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに個人情報保護委員会に情報提供を行わなければならない。

## 第9節 個人データの第三者提供

(第三者提供の制限)

第52条 役職員等は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

(6) 当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（機構と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

(7) 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

(1) 利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合

(2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

(3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

3 役職員等は、前項第3号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

（外国にある第三者への提供の制限）

第53条 役職員等は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条及び第56条第1項第2号において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として委員会規則第15条で定めるものを除く。以下この条及び同号において同じ。）にある法第28条第1項に規定する第三者に個人データを提供する場合には、法第27条第1項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。

2 役職員等は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、あらかじめ、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法等により、次に掲げる事項を当該本人に提供しなければならない。

(1) 当該外国の名称

(2) 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報

(3) 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報

3 役職員等は、個人データを外国にある第三者（法第28条第1項に規定する体制を整備した者に限る。）に提供した場合には、次に掲げる措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

(1) 当該第三者による相当措置（個人データの取扱いについてこの章の規定により機構が講ずべきこととされている措置に相当する措置（以下この項において「相当措置」という。））の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること。

(2) 当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人データ（法第31条第2項において読み替えて準用する場合にあつては、個人関連情報）の当該第三者への提供を停止すること。

（第三者提供に係る記録の作成等）

第54条 役職員等は、個人データを第三者（法第16条第2項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条（第56条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）において同じ。）に提供したときは、委員会規則第19条第1項及び同条第2項で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第52条第1項各号又は第2項各号のいずれか（前条第1項の規定による個人データの提供にあつては、第52条第1項各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、第52条第1項又は第53条第1項の規定

により、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に記録すべき事項が記載されているときは、当該書面をもって第三者に提供したときの記録に代えることができる。

- 3 役職員等は、前2項の規定により作成した第三者提供に係る記録を、保護管理者に提出しなければならない。
- 4 保護管理者は、役職員等から提出のあった第三者提供に係る記録を、当該記録を作成した日から委員会規則第21条で定める期間保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第55条 役職員等は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、委員会規則第22条で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第52条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

- 2 役職員等は、前項の規定による確認を行ったときは、委員会規則第23条第1項及び同条第2項で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日等の当該確認に係る事項に関する記録を作成しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、本人に対する物品又は役務の提供に関連して第三者から当該本人に係る個人データの提供を受けた場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に記録すべき事項が記載されているときは、当該書面をもって第三者から個人データの提供を受ける際の確認に係る記録に代えることができる。
- 4 役職員等は、前3項の規定により作成した第三者提供を受ける際の確認に係る記録を、保護管理者に提出しなければならない。
- 5 保護管理者は、役職員等から提出のあった第三者提供を受ける際の確認に係る記録を、当該記録を作成した日から委員会規則第25条で定める期間保存しなければならない。

(個人関連情報の第三者提供の制限等)

第56条 役職員等は、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下この条において同じ。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第52条第1項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ委員会規則で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

(1) 当該第三者が役職員等から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。

- (2) 外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。
- 2 第53条第3項の規定は、前項の規定により役職員等が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第3項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。
- 3 前条第2項から第5項までの規定は、第1項の規定により役職員等が確認する場合について準用する。この場合において、同条第3項中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供した」と読み替えるものとする。

## 第10節 仮名加工情報の取扱い

(仮名加工情報の作成等)

- 第57条 役職員等は、仮名加工情報（仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下この章において同じ。）を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして次に掲げる基準に従い、個人情報を加工しなければならない。
- (1) 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (2) 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (3) 個人情報に含まれる不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等を削除すること（当該記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 2 総括保護管理者は、役職員等が仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下この条及び次条第3項において読み替えて準用する第7項において同じ。）を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして次に掲げる基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。
- (1) 削除情報等を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 削除情報等の取扱いに関しては、委員会規則第32条に基づき適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に

基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。

(3) 削除情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による削除情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

- 3 役職員等は、第16条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第15条第1項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下この条において同じ。）を取り扱ってはならない。
- 4 仮名加工情報についての第19条の規定の適用については、同条第1項及び第3項中「、本人に通知し、又は公表し」とあるのは「公表し」と、同条第4項第1号から第3号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。
- 5 役職員等は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、第21条の規定は、適用しない。
- 6 役職員等は、第52条第1項及び第53条第1項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第52条第2項中「前項」とあるのは「第57条第6項」と、同項第3号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、第54条第1項ただし書中「第52条第1項各号又は第2項各号のいずれか（第53条第1項の規定による個人データの提供にあつては、第52条第1項各号のいずれか）」とあり、及び第55条第1項ただし書中「第52条第1項各号又は第2項各号のいずれか」とあるのは「法令に基づく場合又は第52条第2項各号のいずれか」とする。
- 7 役職員等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 8 役職員等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報の利用を行ってはならない。
- 9 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第15条第2項及び第50条の規定は、適用しない。

（仮名加工情報の第三者提供の制限等）

第58条 役職員等は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。次項及び第3項において同じ。）を第三者に提供してはならない。

2 第52条第2項及び第3項の規定は、仮名加工情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第58条第1項」と、同項第3号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第3項中「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と読み替えるものとする。

3 第22条、第32条、第48条、前条第7項及び第8項並びに第64条の規定は、仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、第22条中「漏えい、滅失又は毀損」とあるのは「漏えい」と、前条第7項中「ために、」とあるのは「ために、削除情報等を取得し、又は」と読み替えるものとする。

#### 第11節 個人情報ファイル簿

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第59条 保護管理者は、第20条第2項の報告を受けた場合であって、当該保有個人情報等が個人情報ファイル又は特定個人情報ファイルに該当するときは、それぞれ法第74条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項及び政令第21条第6項に定める事項を記載した帳簿（別紙様式1。以下この章及び次章において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、総括保護管理者に提出して、その取得について報告しなければならない。報告した個人情報ファイル簿の記載事項に変更があったとき、個人情報ファイル又は特定個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその保有する個人情報ファイル又は特定個人情報ファイルが法第74条第2項第9号に該当するに至ったときも、同様とする。

2 機構は、前項の規定により作成した個人情報ファイル簿を公表しなければならない。

3 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイル又は特定個人情報ファイルについては、適用しない。

（1） 法第74条第2項第1号から第10号までに掲げる個人情報ファイル又は特定個人情報ファイル

（2） 前項の規定による公表に係る個人情報ファイル又は特定個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイル又は特定個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

（3） 前号に掲げる個人情報ファイル又は特定個人情報ファイルに準ずるものとして政令第21条第7項で定める個人情報ファイル又は特定個人情

## 報ファイル

- 4 第1項の規定にかかわらず、機構は、記録項目の一部若しくは法第74条第1項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイル又は特定個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイル又は特定個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

## 第12節 監査及び点検の実施

### (監査)

第60条 監査責任者は、保有個人情報等の適切な管理を検証するため、第3条から第12条までに規定する措置の状況を含む機構における保有個人情報等の管理の状況について、定期に及び必要に応じて随時に監査（外部監査及び他部署等による点検を含む。以下同じ。）を行い、その結果を総括保護管理者に報告しなければならない。

### (点検)

第61条 保護管理者は、担当施設における保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法、アクセスを行うことができる者の範囲等について、定期に又は必要に応じて随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告しなければならない。

### (評価及び見直し)

第62条 理事長又は総括保護管理者、保護管理者等は、保有個人情報等の適切な管理のための措置については、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

### (行政機関との連携)

第63条 機構は、「個人情報の保護に関する基本方針」（令和4年4月1日閣議決定）4を踏まえ、関係する行政機関と緊密に連携して、その保有する個人情報の適切な管理を行うものとする。

## 第3章 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止

### 第1節 個人情報保護窓口等

#### (個人情報保護窓口)

第64条 本部等に、個人情報保護窓口を置く。

- 2 個人情報保護窓口は、総務部総務課とし、この規程に定める事務並びに開示請求等に係る相談及び案内に関する事務を行う。また、個人情報の取扱い



に関する苦情の処理を行う窓口を兼ねるものとする。

(受付窓口)

第65条 研究所及び水産大学校に、受付窓口を置く。

2 受付窓口は、各研究所の管理課及び水産大学校の管理課とし、当該窓口においてはこの規程に定める事務並びに開示請求等に係る相談及び案内に関する事務を行う。

(相談及び案内における留意事項)

第66条 個人情報保護窓口及び受付窓口は、自己を本人とする保有個人情報の開示請求等に係る相談及び案内を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意して、適切に対応しなければならない。

(1) 開示請求等をしようとする個人情報について、他の法令等の規定による開示、訂正若しくは利用停止の制度があるとき又は報道公表資料、官報公示資料等保有個人情報の開示等を求めるまでもなく情報提供することができるものであるときは、その旨を説明し、関係部署と適切に連携を取りつつ、対応する。

(2) 開示請求等をしようとする者が必要としている個人情報が記録されている法人文書又は個人情報ファイルの特定に資する情報を積極的に提供する等、当該者の利便を考慮した適切な措置を講ずる。

(3) 開示請求等の内容が行政機関又は他の独立行政法人等に係るものである場合には、その旨を説明した上、当該行政機関又は他の独立行政法人等の窓口を紹介する等の措置を講ずる。

(4) 相談及び案内の方法として、来所及び電話によるもののほか、電子メール等による場合にも対応する。

## 第2節 保有個人情報の開示

(開示請求の受理等)

第67条 開示請求は、個人情報保護窓口又は受付窓口に、別紙様式2の保有個人情報開示請求書(以下「開示請求書」という。)を直接持参して提出し、又は郵送により提出して行わなければならない。

2 個人情報保護窓口又は受付窓口は、開示請求をしようとする者が、前項に定める様式によらない書面で開示請求をした場合において、当該書面に記載された内容が法第77条第1項に掲げる事項が確認できるものであると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該開示請求を有効な開示請求として取り扱うよう努めるものとする。

3 個人情報保護窓口又は受付窓口は、開示請求書(前項の規定により有効な開示請求とした書面を含む。以下同じ。)が提出された場合において、当該開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)が当該開示請求書を直接持参して提出したときは、当該開示請求者が提示する本人等であることを示す書類の写しを作成した上、当該書類を返却する。

4 受付窓口は、開示請求書を受理した場合には、当該開示請求者に対し当該受理した開示請求書及び本人等であることを示す書類の写しを個人情報保護窓口に戻付する旨の説明を行うとともに、直ちに個人情報保護窓口に戻付する。

5 個人情報保護窓口においては、開示請求事案の進行管理のため、別紙様式3の保有個人情報開示請求等処理簿を備える。

(開示請求書の記載事項の確認、補正等)

第68条 個人情報保護窓口は、提出され、又は回付を受けた開示請求書及び本人等であることを示す書類の写しについて、その内容の確認及び当該開示請求者が当該開示請求に係る保有個人情報の本人等であることを確認を行い、本人等でなかった場合には、開示請求者に、その旨を通知する。

2 個人情報保護窓口は、前項に定める開示請求書の内容の確認の結果、開示請求書に必要な事項の記載漏れ等形式上の不備があった場合には、相当の期間を定めて、当該不備を補正するよう開示請求者に求める。この場合において、個人情報保護窓口は、開示請求者に、当該補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

3 個人情報保護窓口は、第1項に定める開示請求書の内容の確認の結果、開示請求書に不備があった場合で、当該不備が明らかな誤字、脱字等軽微な不備であるときは、前項の規定にかかわらず、職権をもって当該不備を補正することができる。この場合において、個人情報保護窓口は、開示請求者に、その旨を通知する。

(手数料の徴収等)

第69条 開示請求書が提出された場合の、開示請求手数料の徴収等は、国立研究開発法人水産研究・教育機構の保有する法人文書及び保有個人情報の開示に係る手数料に関する規則(14水研第675号。以下「手数料に関する規則」という。)による。

(開示決定等及び通知)

第70条 理事長は、開示請求があった保有個人情報について、開示決定等期間(開示請求があった日から30日の期間(第68条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数を除く。))をいう。以下同じ。)に、遅滞なく当該保有個人情報の開示をする旨の決定(以下「開示決定」という。)又は当該保有個人情報の開示をしない旨の決定(以下「不開示決定」という。)をするものとする。

2 理事長は、前項の開示決定又は不開示決定(以下「開示決定等」という。)をするに当たっては、委員会に諮り、その意見を聴かななければならない。

3 理事長は、開示決定等をした場合(法第81条の規定により拒否する場合を除く。)には、開示決定をしたときにあっては別紙様式4の書面(以下「開示決定通知書」という。)により、不開示決定をしたときにあっては別紙様式5の書面により、速やかにその旨を開示請求者に通知するものとする。

4 開示決定をした場合において、受理した開示請求書の求める開示の実施の

方法等欄に記載がないときは、開示決定通知書と併せて、別紙様式6の保有個人情報開示実施方法等申出書（以下「申出書」という。）を送付する。

- 5 理事長は、開示請求があったときは、第2項の開示の決定にあつては、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示するものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第71条 理事長は、開示請求があつた保有個人情報に、第三者に関する情報が含まれている場合において、開示決定等をしようとするときは、当該決定等に先立ち、相当の期間を定めて、当該第三者に対し、別紙様式7の書面により通知して、別紙様式8の書面（以下「意見書」という。）により意見を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合には、この限りでない。

- 2 理事長は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えた第三者が反対の意見を表明した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において開示決定をしたときは、直ちに、当該第三者に対し、別紙様式9の書面によりその旨を通知しなければならない。

- 3 理事長は、第1項の規定により意見書の提出の機会を与えた第三者が反対意見書を提出した場合において開示を実施するときは、開示決定をした日と開示を実施する日との間を少なくとも2週間置かなければならない。

（開示決定等の期間を延長する場合の手續等）

第72条 理事長は、事務処理上の困難その他の理由から法第83条第2項の規定による開示決定等の期間を延長する場合には、別紙様式10の書面により開示決定等期間内に開示請求者にその旨を通知するものとする。

- 2 第70条の規定は、前項の規定により延長した期間内に行う開示決定等の取扱いについて準用する。この場合において、同条第1項中「30日」とあるのは「延長後の期限まで」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第72条第2項の規定により読み替えられた前項」と読み替える。

（大量請求による期限の特例を適用する場合の手續等）

第73条 理事長は、大量請求のため事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認める理由から、開示決定等の期間の特例に関する法第84条の規定を適用する場合には、別紙様式11の書面により開示決定等期間内に開示請求者にその旨を通知するものとする。この場合において、理事長は、開示請求があつた日から60日以内に相当部分について開示決定等を行い、開示の実施までの処理を行う。

- 2 第70条の規定は、前項の規定により開示請求があつた日から60日以内に行う開示決定等及び残りの保有個人情報の開示決定等の取扱いについて準用する。この場合において、同条第1項中「保有個人情報について」とあるのは「保有個人情報の相当部分について」と、「30日」とあるのは「60日」と、「決定をする」とあるのは「決定をし、残りの保有個人情報についても遅滞なく開示決定又は不開示決定をする」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第73条第2項の規定により読み替えられた前項」と読み替える。

(開示の実施の申出の受理等)

第74条 開示の実施の申出は、個人情報保護窓口又は受付窓口に、申出書を開示請求者が直接持参して提出し、又は郵送により提出して行わなければならない。

2 個人情報保護窓口又は受付窓口は、開示請求者が、申出書によらない書面で開示の実施の申出をした場合において、当該書面に記載された内容が法第87条第3項に掲げる事項が確認できるものであると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該開示の実施の申出を有効な開示の実施の申出として取り扱う。

3 第67条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定により提出された申出書(前項の規定により有効な申出とした書面を含む。以下同じ。)の受理及び個人情報保護窓口への回付等の取扱いについて準用する。この場合において、同条第3項中「開示請求書」とあるのは「申出書」と、「前項の規定により有効な開示請求」とあるのは「第74条第2項の規定により有効な開示の申出」と、「開示請求」とあるのは「申出」と、同条第4項中「開示請求書を」とあるのは「申出書を」と、「開示請求書及び本人等であることを示す書類の写し」とあるのは「申出書」と読み替える。

(申出書の記載事項の確認)

第75条 個人情報保護窓口は、提出され、又は回付を受けた申出書について、その内容の確認を行い、不明確な点等については開示請求者に連絡を取って確定等を図らなければならない。

(送料の徴収等)

第76条 開示請求者が、保有個人情報が記録されている文書又は図画の写しの送付による開示の実施を求める場合の当該写しの送付に要する費用の徴収等については、手数料に関する規則による。

(開示の実施)

第77条 個人情報保護窓口は、申出書を受理し、又は回付を受けた場合には、開示請求者が申し出た開示の実施の内容のとおり開示の実施を行う。ただし、開示請求者が申出書による申出を開示決定通知書を受け取った日から30日以内にしなかった場合(当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときを除く。)は、開示の実施を行う必要はないものとする。

2 開示請求者は、個人情報保護窓口まで遠距離である等のため受付窓口において閲覧又は視聴の方法による開示の実施を希望する場合には、個人情報保護窓口に申し出て、当該受付窓口において閲覧又は視聴による開示の実施を受けることができる。この場合において、個人情報保護窓口は、申出書の写

し及び閲覧に供するものの写し又は視聴に供するものを受付窓口へ送付し、当該受付窓口は開示を終了したときはその旨を個人情報保護窓口へ通知する。

(他の法令による開示の実施との調整)

第78条 開示請求に係る保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して機構が定める方法により行う。

2 機構は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

(開示の方法)

第79条 開示請求があつた保有個人情報の開示は、次の各号に掲げる方法に応じ、当該各号に定めるところにより行う。

(1) 文書又は図画の閲覧文書又は図画は、原本を閲覧に供する。ただし、次に掲げる場合には、その写しを閲覧に供する。

ア 原本を閲覧に供することにより、原本の保存に支障が生ずるおそれがあるとき

イ 日常業務に使用している帳票等を閲覧に供することにより、業務に支障が生ずるとき

ウ 保有個人情報の一部を開示等する場合で、必要と認めるとき

エ 前条第2項の規定により受付窓口において閲覧の方法による開示の実施を行うとき

オ その他正当な理由があるとき

(2) 文書又は図画の写しの交付保有個人情報の写しを作成し、個人情報保護窓口へ交付する。

(3) 電磁的記録の閲覧記録された情報を通常の方法により印字装置を用いて紙に出力したものを閲覧に供する。

(4) 電磁的記録の写しの交付記録された情報を通常の方法により印字装置を用いて紙に出力したものの写しを作成し、交付する。

(5) 視聴録音テープ又は録画テープ等は、再生機器等により視聴に供する。

(部分開示の方法)

第80条 開示請求があつた保有個人情報の部分開示(保有個人情報の一部を開示することをいう。以下同じ。)は、法第79条に基づき次に定めるところにより行う。

(1) 文書若しくは図画又は電磁的記録の部分開示は、次に掲げるところによる。

- ア 開示部分と不開示部分が別の頁に記録されている場合には、当該不開示部分が記録されている頁を取り外し、開示部分を閲覧に供する。
- イ 開示部分と不開示部分が同一の頁に記録されている場合には、当該保有個人情報全体を複写し、その複写したものの不開示部分を黒塗りし、それを再度複写するなどして、不開示情報の判読が不可能となったものを閲覧に供し、又は交付する。
- (2) 録音テープ又は録画テープ等の部分開示は、不開示部分のみを除去することが困難な場合には、容易に区分して除くことができる範囲で部分開示を行う。

### 第3節 保有個人情報の訂正

(訂正請求の受理等)

第81条 訂正請求は、個人情報保護窓口又は受付窓口に、別紙様式12の保有個人情報訂正請求書（以下「訂正請求書」という。）を直接持参して提出し、又は郵送により提出して行わなければならない。

2 個人情報保護窓口又は受付窓口は、訂正請求をしようとする者が、前項に定める様式によらない書面で開示請求をした場合において、当該書面に記載された内容が法第91条第1項に掲げる事項が確認できるものであると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該訂正請求を有効な訂正請求として取り扱うよう努めるものとする。

3 第67条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定により提出された訂正請求書(前項の規定により有効な訂正請求とした書面を含む。以下同じ。)の受理及び個人情報保護窓口への回付等の取扱いについて準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「開示請求書」とあるのは「訂正請求書」と、「開示請求者」とあるのは「訂正請求者」と、同条第3項中「前項」とあるのは「第81条第2項」と、「開示請求」とあるのは「訂正請求」と、同条第5項中「開示請求事案」とあるのは「訂正請求事案」と読み替える。

(訂正請求書の記載事項の確認、補正等)

第82条 第68条の規定は、前条の規定により提出され、又は回付を受けた訂正請求書の記載事項の確認、補正等の取扱いについて準用する。この場合において、第68条第1項から第3項までの規定中「開示請求書」とあるのは「訂正請求書」と、同条各項中「開示請求者」とあるのは「訂正請求者」と、同条第1項中「開示請求」とあるのは「訂正請求」と、同条第2項及び第3項中「前項」とあるのは「第82条の規定により読み替えられた前項」と、同条第3項及び第4項中「第1項」とあるのは「第82条の規定により読み替えられた第1項」と読み替える。

(訂正決定等及び通知)

第83条 理事長は、訂正請求があった保有個人情報について、訂正決定等期間（訂正請求があった日から30日の期間（前条の規定により読み替えられ

た第68条第2項の規定により補正を求めて当該補正に要した日数を除く。)をいう。以下同じ。)内において、遅滞なく当該保有個人情報の訂正をする旨の決定(以下「訂正決定」という。)又は当該保有個人情報の訂正をしない旨の決定(以下「不訂正決定」という。)をするものとする。

2 理事長は、前項の訂正決定又は不訂正決定(以下「訂正決定等」という。)をするに当たっては、委員会に諮り、その意見を聴かななければならない。

3 理事長は、訂正決定等をした場合には、訂正決定をしたときにあっては別紙様式13の書面(以下「訂正決定通知書」という。)により、不訂正決定をしたときにあっては別紙様式14の書面により、速やかにその旨を訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に通知するものとする。

(訂正決定等の期間を延長する場合の手続等)

第84条 理事長は、法第94条第2項の規定により事務処理上の困難その他の理由から、訂正決定等の期間を延長する場合には、別紙様式15の書面により訂正決定等期間内に訂正請求者にその旨を通知するものとする。

2 前条の規定は、前項の規定により延長した期間内に行う訂正決定等の取扱いについて準用する。この場合において、同条第1項中「30日」とあるのは「延長後の期限まで」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第84条第2項の規定により読み替えられた前項」と読み替える。

(訂正決定等の期限の特例を適用する場合の手続等)

第85条 理事長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、法第95条の規定に定めるところにより、別紙様式16の書面により訂正決定等期間内に開示請求者にその旨を通知するものとする。

2 第83条の規定は、前項の規定により訂正決定等の期限の特例を適用した場合の当該期限までに行う訂正決定等の取扱いについて準用する。この場合において、同条第1項中「30日」とあるのは「訂正決定等をする期限まで」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第85条第2項の規定により読み替えられた前項」と読み替える。

(訂正の実施及び提供先への通知)

第86条 理事長は、訂正請求者に対して訂正決定を通知した場合には、速やかに、保護管理者に命じて、当該保有個人情報の訂正を行わせるとともに、当該訂正を行う保有個人情報を第三者に提供している場合には、別紙様式17の書面により当該訂正を行った旨を通知するものとする。

#### 第4節 保有個人情報の利用停止

(利用停止請求の受理等)

第87条 利用停止請求は、個人情報保護窓口又は受付窓口に、別紙様式18の保有個人情報利用停止請求書(以下「利用停止請求書」という。)を直接持参して提出し、又は郵送により提出して行わなければならない。

2 個人情報保護窓口又は受付窓口は、利用停止請求をしようとする者が、前

項に定める様式によらない書面で利用停止請求をした場合において、当該書面に記載された内容が法第99条第1項に掲げる事項が確認できると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該利用停止請求を有効な利用停止請求として取り扱うよう努めるものとする。

- 3 第67条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定により提出された利用停止請求書（前項の規定により有効な利用停止請求とした書面を含む。以下同じ。）の受理及び個人情報保護窓口への回付等の取扱いについて準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「開示請求書」とあるのは「利用停止請求書」と、「開示請求者」とあるのは「利用停止請求者」と、同条第3項中「前項」とあるのは「第87条第2項」と、「開示請求」とあるのは「利用停止請求」と、同条第5項中「開示請求事案」とあるのは「利用停止請求事案」と読み替える。

（訂正請求書の記載事項の確認、補正等）

- 第88条 第68条の規定は、前条の規定により提出され、又は回付を受けた訂正請求書の記載事項の確認、補正等の取扱いについて準用する。この場合において、第68条第1項から第3項までの規定中「開示請求書」とあるのは「利用停止請求書」と、同条各項中「開示請求者」とあるのは「利用停止請求者」と、同条第1項中「開示請求」とあるのは「利用停止請求」と、同条第2項及び第3項中「前項」とあるのは「第88条の規定により読み替えられた前項」と、同条第3項及び第4項中「第1項」とあるのは「第88条の規定により読み替えられた第1項」と読み替える。

（利用停止決定等及び通知）

- 第89条 理事長は、利用停止請求があった保有個人情報について、利用停止決定等期間（利用停止請求があった日から30日の期間（前条の規定により読み替えられた第68条第2項の規定により補正を求めて当該補正に要した日数を除く。）をいう。以下同じ。）内において、遅滞なく当該保有個人情報の利用停止をする旨の決定（以下「利用停止決定」という。）又は当該保有個人情報の利用停止をしない旨の決定（以下「不利用停止決定」という。）を行うものとする。

- 2 理事長は、前項の利用停止決定又は不利用停止決定（以下「利用停止決定等」という。）をするに当たっては、委員会に諮り、その意見を聴かなければならない。
- 3 理事長は、利用停止決定等をした場合には、利用停止決定をしたときにあつては別紙様式19の書面（以下「利用停止決定通知書」という。）により、不利用停止決定をしたときにあつては別紙様式20の書面により、速やかにその旨を利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に通知



するものとする。

(利用停止決定等の期間を延長する場合の手続等)

第90条 理事長は、事務処理上の困難その他の理由から法第102条第2項の規定による利用停止決定等の期間を延長する場合には、別紙様式21の書面により利用停止決定等期間内に利用停止請求者にその旨を通知するものとする。

2 前条の規定は、前項の規定により延長した期間内に行う利用停止決定等の取扱いについて準用する。この場合において、同条第1項中「30日」とあるのは「延長後の期限まで」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第90条第2項の規定により読み替えられた前項」と読み替える。

(利用停止決定等の期限の特例を適用する場合の手続等)

第91条 理事長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、法第103条の規定に定めるところにより、別紙様式22の書面により利用停止決定等期間内に利用停止請求者にその旨を通知するものとする。

2 第89条の規定は、前項の規定により利用停止決定等の期限の特例を適用した場合の当該期限までに行う利用停止決定等の取扱いについて準用する。この場合において、同条第1項中「30日」とあるのは「利用停止決定等をする期限まで」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第91条第2項の規定により読み替えられた前項」と読み替える。

(利用停止の実施)

第92条 理事長は、利用停止請求者に対して利用停止決定を通知した場合には、速やかに、保護管理者に命じて、当該保有個人情報の利用停止を行わせるものとする。

## 第5節 事案の移送

(事案の移送の協議)

第93条 個人情報保護窓口は、開示請求又は訂正請求に係る保有個人情報が、次の各号に掲げるものである場合には、当該各号に掲げる機関に対して、事案の移送に関する協議を行う。

- (1) 開示請求に係る保有個人情報が行政機関又は他の独立行政法人等により提供されたものである場合 当該行政機関又は他の独立行政法人等
- (2) 開示請求に係る保有個人情報が行政機関又は他の独立行政法人等と共同で作成されたものである場合 当該行政機関又は他の独立行政法人等
- (3) 開示請求に係る保有個人情報の重要な部分が行政機関又は他の独立行

政法人等の事務又は事業に係るものである場合 当該行政機関又は他の独立行政法人等

- (4) 開示請求に係る保有個人情報の開示をすることにより、国の安全保障が損なわれるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると認める場合 当該保有個人情報に係る行政機関
- (5) 開示請求に係る保有個人情報の開示をすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認める場合 当該保有個人情報に係る行政機関
- (6) 訂正請求に係る保有個人情報が開示請求に係る事案の移送を行った行政機関又は他の独立行政法人等から開示を受けたものである場合 当該行政機関又は他の独立行政法人等
- (7) その他行政機関又は他の独立行政法人等において開示決定等又は訂正決定等を行うことにつき正当な理由がある場合 当該行政機関又は他の独立行政法人等

2 前項の規定による事案の移送に関する協議は、開示請求書又は訂正請求書を受領した後速やかに開始し、原則として1週間以内に終了するよう努めなければならない。

(事案の移送及び通知)

第94条 理事長は、前条の事案の移送に関する協議の結果、行政機関又は他の独立行政法人等に対して事案の移送を行う場合には、別紙様式23の書面に次に掲げる資料等を添付して行うものとする。この場合において、複数の行政機関又は他の独立行政法人等に対して事案の移送を行うときは、その旨を当該書面に記載する。

(1) 開示請求書又は訂正請求書

(2) 移送前にした行為があれば、その経過を記載した書面

2 理事長は、前項の規定により行政機関又は他の独立行政法人等に対して事案の移送を行った場合には、別紙様式24の書面により開示請求者又は訂正請求者にその旨を通知するとともに、当該行政機関又は他の独立行政法人等に当該書面の写しを送付するものとする。

3 個人情報保護窓口は、第1項の規定により事案の移送が行われる場合には、当該開示請求書又は訂正請求書の写しを作成し、保管する。

(移送した事案に係る協力等)

第95条 受付窓口は、前条第1項の規定により事案が移送された行政機関又は他の独立行政法人等が開示の決定をした場合には、開示請求に係る保有個人情報の写しの提供又は原本の貸与、開示の場所の提供その他必要な協力を行う。

(事案の移送を受けた場合の措置)

第96条 行政機関又は他の独立行政法人等から事案の移送を受けた開示請求又は訂正請求は、機構に当該請求があったものとみなして、第70条から第80条まで及び第83条から第86条までの規定に定めるところにより、開示決定等又は訂正決定等、開示又は訂正の実施その他の措置を行う。

2 理事長は、行政機関又は他の独立行政法人等から事案の移送を受けて開示決定等又は訂正決定等をした場合には、速やかに当該行政機関又は他の独立行政法人等に対して、開示決定等又は訂正決定等の結果を報告する。

## 第6節 審査請求等

(審査請求書の受理、審査等)

第97条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為(規程に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう。以下同じ。)に係る行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「審査法」という。)に基づく審査請求の受付及び受理は、個人情報保護窓口において行う。

2 個人情報保護窓口又は受付窓口は、開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(以下「開示請求者等」という。)から口頭で審査請求があった場合には、審査法第19条に規定する審査請求書の提出を要する旨及び提出先が個人情報保護窓口である旨を案内する。

3 処分についての審査請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 審査請求人の氏名又は名称並びに住所又は居所
- (2) 審査請求に係る処分(以下「原処分」という。)の内容
- (3) 原処分のあったことを知った年月日
- (4) 審査請求の趣旨及びその理由
- (5) 審査請求の教示の有無及びその内容
- (6) 審査請求の年月日

4 不作為についての審査請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該不作為に係る処分についての申請の内容及び年月日
- (3) 審査請求の年月日

5 審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、審査請求書には、第3項各号又は前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載しなければならない。

6 個人情報保護窓口は、開示請求者等から審査請求書の提出があった場合には、前項各号に掲げる記載事項の審査を行った後、記載事項に誤りがない場合又は不適法ではあるが補正することができる場合には、接受印を押印し受

理するとともに、次に掲げる事務を行う。この場合において、審査請求書が不適法ではあるが補正できる場合においては、2週間程度の期間を定めて、審査請求人にその補正を命ずる。

- (1) 接受印を押印した審査請求書の写しを審査請求人に交付する。
  - (2) 処理経過を把握できるよう、別紙様式25の保有個人情報審査請求処理簿を備え、必要事項を記載する。
- (審査請求の却下の決定)

第98条 理事長は、審査請求が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該審査請求を却下する決定をするとともに、決定書を審査請求人に送付するものとする。

- (1) 審査請求が審査請求期間（審査法第18条に定める期間をいう。）の経過後にされたものであるとき
- (2) 審査請求をすべき処分庁を誤ったものであるとき
- (3) 審査請求適格のない者からの審査請求であるとき
- (4) 存在しない開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等についての審査請求であるとき
- (5) 審査請求書記載の不備等について、補正を命じたにもかかわらず、審査請求人が補正を行わないため、形式的不備である審査請求となっているとき

2 理事長は、前項の審査請求の却下の決定をするに当たっては、委員会に諮り、その意見を聴かなければならない。

(審査請求を容認する決定)

第99条 理事長は、原処分について審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る保有個人情報の開示をし、訂正をし又は利用停止をする場合には、次に定めるところにより処理する。ただし、原処分について、第三者から反対意見書が提出されている場合を除く。

- (1) 決定により原処分を変更し、又は取り消し、保有個人情報の全部の開示をし、訂正をし又は利用停止をする旨の決定をする。
- (2) 開示決定通知書、訂正決定通知書又は利用停止決定通知書及び決定書を審査請求人に送付する。この場合において、法人文書開示決定通知書、訂正決定通知書又は利用停止決定通知書の備考欄には、審査請求容認による再決定である旨記載する。

2 理事長は、不作為についての審査請求が理由がある場合には、当該不作為が違法又は不当である旨を宣言するし、審査請求人に決定書を送付する。この場合において、理事長は、当該申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、当該処分を行う。

3 理事長は、前2項の審査請求を容認する決定をするに当たっては、委員会に諮り、その意見を聴かなければならない。

(情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第100条 理事長は、審査請求があった場合には、第98条の規定に基づき

審査請求を却下するとき、又は前条の規定に基づき審査請求を容認するときを除き、遅滞なく、情報公開・個人情報保護審査会（情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成15年法律第60号）に規定する情報公開・個人情報保護審査会をいう。以下「審査会」という。）に対して、別紙様式26の諮問書に次に掲げる書類を添えて諮問しなければならない。

- (1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書
  - (2) 開示決定等、訂正決定等又は利用停止等を通知した書面及び審査請求書の写し
  - (3) 機構としての考え方とその理由を記載した理由説明書
  - (4) その他必要と認める書類
- 2 理事長は、前項の規定により審査会に対して諮問したときは、遅滞なく、別紙様式27の書面により次に掲げる者にその旨を通知するものとする。
- (1) 審査請求人及び参加人（審査法第13条第4項に規定する参加人。以下「参加人」という。）
  - (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
  - (3) 当該原処分について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加者である場合を除く。）
- （審査請求に対する決定）

第101条 理事長は、前条第1項の規定により審査会に対して諮問した審査請求について、審査会から答申があった場合には、速やかに審査請求に対する決定を行い、前条第2項各号に掲げる者に決定書を送付するものとする。  
（第三者からの審査請求を棄却する場合等の手続）

第102条 第71条第2項及び第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合において準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する決定
- (2) 原処分を変更し、当該原処分に係る保有個人情報の開示をする旨の決定（第三者である参加人が反対意見書を提出している場合に限る。）

#### 第4章 行政機関等匿名加工情報の提供等

（行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等）

第103条 役職員等は、この章の規定に従い、行政機関等匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この章において同じ。）を作成することができる。

- 2 役職員等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。
- (1) 法令に基づく場合（この章の規定に従う場合を含む。）
  - (2) 保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を加工して作成した行政機関等匿名加工情

報を当該第三者に提供するとき。

3 役職員等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

4 前項の「削除情報」とは、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。

（提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載）

第104条 保護管理者は、保有している個人情報ファイルが行政機関等匿名加工情報に該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第59条第1項の規定の適用については、同項中「第10号」とあるのは、「第10号並びに第104条各号」とする。

(1) 第106条第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨

(2) 第106条第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地

（提案の募集）

第105条 機構は、毎年度1回、当該募集の開始の日から30日以上の間、インターネットの利用その他の適切な方法により、保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に前条第1号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この章において同じ。）について、次条第1項の提案を募集するものとする。

（行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案）

第106条 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、機構に対し、当該事業に関する提案をすることができる。

2 前項の提案は、次に掲げる事項を記載した提案書を委員会規則別記様式第7により提出しなければならない。なお、代理人によって提案する場合にあっては、当該代理人の権限を証する書面を別紙様式28により添付するものとする。

(1) 提案する者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体  
にあっては、その代表者の氏名

(2) 提案に係る個人情報ファイルの名称

(3) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数

(4) 前号に掲げるもののほか、提案に係る行政機関等匿名加工情報の作成に用いる第110条第1項の規定による加工の方法を特定するに足りる事項

(5) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法その他当該行政機関等匿名加工情報がその用に供される事業の内容

(6) 提案に係る行政機関等匿名加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間

- (7) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止その他当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置
  - (8) 提案に係る行政機関等匿名加工情報に関して希望する提供の方法
- 3 前項の書面には、次に掲げる書面及び書類を添付しなければならない。
- (1) 第1項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面（委員会規則別記様式第8）
  - (2) 前項第5号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面
  - (3) 提案をする者が個人である場合にあっては、その氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国と平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類の写しであって、当該提案をする者が本人であることを確認するに足りるもの
  - (4) 提案をする者が法人その他の団体である場合にあっては、その名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名と同一の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で、提案の日前6ヶ月以内に作成されたものその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、その者が本人であることを確認するに足りるもの
  - (5) 提案をする者がやむを得ない事由により前2号に掲げる書類を添付できない場合にあっては、当該提案をする者が本人であることを確認するため機構が適当と認める書類
  - (6) 前各号に掲げる書類のほか、機構が必要と認める書類
- 4 前項の規定は、代理人によって第106条第1項の提案をする場合に準用する。この場合において前項第1号から第3号までの規定中「提案をする者」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。
- 5 機構は、第2項により提出された書面又は第3項により添付された書類に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、第1項の提案をした者又は代理人に対して、説明を求め、又は当該書面若しくは書類の訂正を求めることができる。
- （欠格事由）
- 第107条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項の提案をすることができない。
- (1) 未成年者
  - (2) 精神の機能の障害により行政機関等匿名加工情報をその用に供して行

う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

- (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (4) 禁固以上の刑に処せられ、又は法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- (5) 法第120条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
- (6) 法人その他の団体であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

(提案の審査等)

第108条 機構は、第106条第1項の提案があつたときは、当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを委員会において審査しなければならない。

- (1) 第106条第1項の提案した者が前条各号のいずれにも該当しないこと。
  - (2) 第106条第2項第3号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が千人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
  - (3) 第106条第2項第3号及び第4号に掲げる事項により特定される加工の方法が第110条第1項の基準に適合するものであること。
  - (4) 第106条第2項第5号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
  - (5) 第106条第2項第6号の期間が第106条第2項第5号の事業並びに行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法からみて必要な期間であること。
  - (6) 第106条第2項第5号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第7号の措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
  - (7) 機構が提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成する場合に機構の事務の遂行に著しい支障を及ぼさないものであること。
- 2 理事長は、前項の規定により審査の結果、第106条第1項の提案が前項各号に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、当該提案をした者に対し、委員会規則別記様式第9により通知するものとする。
- 3 理事長は、第1項の規定により審査した結果、第106条第1項の提案が第1項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、提案者に対し理由を付して、委員会規則別記様式第11により通知するものとする。

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結)

第109条 前条第2項の規定による通知を受けた者は、委員会規則別記様式第10により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込



み、契約を締結することができる。

(行政機関等匿名加工情報の作成等)

第110条 機構は、行政機関等匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするため、次の各号に定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。

- (1) 保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (2) 保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (3) 保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に機構において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）。
- (4) 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (5) 前各号に掲げる措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

2 前項の規定は、機構から行政機関等匿名加工情報の作成の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用することとし、第48条第1項に基づき締結する契約書に前項の基準を明記するものとする。

(行政機関等匿名加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第111条 機構は、前条により行政機関等匿名加工情報を作成したときは、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第104条の規定により読み替えて適用する第59条第1項の規定の適用については、同項中「並びに第104条各号」とあるのは、「、第104条各号並びに第111条各号」とする。

- (1) 行政機関等匿名加工情報の本人の数及び行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目
- (2) 次条第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地

(3) 次条第1項の提案をすることができる期間

(作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等)

第112条 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第1号に掲げる事項が記載された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、機構に対し、委員会規則別記様式第12により提案をすることができる。当該行政機関等匿名加工情報について第109条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

2 第106条第2項及び第3項、第107条、第108条並びに第109条の規定は、前項の提案について準用する。この場合において、第106条第2項中「次に」とあるのは「第1号及び第4号から第8号までに」と、同項中第4号中「前号に掲げるもののほか、提案」とあるのは「提案」と、「の作成に用いる第110条第1項の規定による加工の方法を特定する」とあるのは「を特定する」と、同項第8号中「前各号」とあるのは「第1号及び第4号から前号まで」と、第108条第1項中「次に」とあるのは「第1号及び第4号から第7号までに」と、同項7号中「前各号」とあるのは「第1号及び前3号」と、同条第2項中「前項」とあるのは「前項第1号及び第4号から第7号まで」と、「委員会規則別紙様式第9」とあるのは「委員会規則別記様式第13」と、同条第3項中「第1項各号」とあるのは「第1項第1号及び第4号から第7号まで」と、「委員会規則別記様式第11」とあるのは「委員会規則別記様式第14」と読み替えるものとする。

(手数料)

第113条 第109条(前条第2項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者は、手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料の額は実費を勘案し、かつ、法第119条第1項及び第2項の手数料の額を参酌して、手数料に関する規則において定める。

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除)

第114条 機構は、第109条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。

(2) 第107条各号(第112条第2項において準用する場合を含む。)のいずれかに該当することとなったとき。

(3) 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

(識別行為の禁止等)

第115条 役職員等は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の

情報と照合してはならない。

2 機構は、行政機関等匿名加工情報、第103条第3項に規定する削除情報及び第110条第1項の規定により行った加工の方法（以下この条及び次条において「行政機関等匿名加工情報等」という。）に関する情報の漏えいを防止するために必要なものとして次に定める基準に従い、行政機関等匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(1) 行政機関等匿名加工情報等を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。

(2) 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに関し、この規程等に従って行政機関等匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。

(3) 行政機関等匿名加工情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による行政機関等匿名加工情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

3 前2項の規定は、機構から行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用することとし、第48条第1項に基づき締結する契約書に前項の基準を明記するものとする。

（従事者の義務）

第116条 次に掲げる者は、その業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(1) 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する機構の役職員等又はこれらの職にあった者

(2) 前条第3項の受託業務に従事している者又は従事していた者

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

第117条 役職員等は、匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。）を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により明示しなければならない。

2 役職員等は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

3 役職員等は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして次

に定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- (1) 匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。）を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
  - (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
  - (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。
- 4 前2項の規定は、機構から匿名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

## 第5章 雑則

（保有個人情報の保有に関する特例）

第118条 保有個人情報（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第5条に規定する不開示情報を専ら記録する法人文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第3章（第6節を除く）の規定の適用については、機構に保有されていないものとみなす。

（個人情報保護窓口等における受付時間）

第119条 この規程により直接持参して個人情報保護窓口又は受付窓口に提出できるものを受け付ける時間は、次に掲げる日以外の日の午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時00分までとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 休日（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。）

（個人情報保護窓口等における掲示等）

第120条 個人情報保護窓口及び受付窓口は、開示請求等をしようとする者の便宜を図るため、わかりやすい場所に、受付時間に関する事項並びに手数料及び送料に関する事項を記載した書面等を掲示しておくよう努めなければならない。

（その他）

第121条 保護管理者は、この規程により定めることとされている事項その他担当施設における保有個人情報等の管理に関し必要な事項を要領等で定めなければならない。

2 この規程に定めるもののほか、機構における個人情報保護及び特定個人情

報の適正な管理に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 [平成18年4月1日付け17水研本第1999号]

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 [平成21年4月1日付け20水研本第1610号]

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 [平成23年4月1日付け23水研本第30401054号]

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 [平成23年9月1日付け23水研本第30829001号]

この規程は、平成23年9月1日から施行する。

附 則 [平成25年3月1日付け24水研本第50218007号]

この規程は、平成25年3月1日から施行する

附 則 [平成27年3月25日付け26水研本第70205003号]

この規程は、平成27年3月25日から施行する

附 則 [平成27年4月1日付け26水研本第70325001号]

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 [平成27年12月15日付け27水研本第71210001号]

この規程は、平成27年12月15日から施行する。

附 則 [平成28年4月1日付け28水機本第80401008号]

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 [平成29年5月30日付け29水機本第90529008号]

この規程は、平成29年5月30日から施行する。

附 則 [令和元年11月13日付け元水機本第19102302号]

この規程は、令和元年11月13日から施行する。

附 則 [令和2年7月20日付け2水機本第20071502号]

この規程は、令和2年7月20日から施行する。

附 則 [令和2年11月18日付け2水機本第20111702号]

この規程は、令和2年11月24日から施行する。

附 則 [令和3年3月29日付け2水機本第20032301号]

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 [令和3年8月5日付け3水機本第21080303号]

(施行期日)

第1条 この規程は、令和3年8月10日から適用する。

(経過措置)

第2条 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。

附 則 [令和3年8月24日付け3水機本第21081701号]

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

附 則 [令和5年3月27日付け4水機本第1161号]

この規程は、令和5年3月27日から施行する。

附 則 [令和6年3月28日付け5水機本第1207号]

(施行期日)

第1条 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。

附 則 [令和6年11月21日付け6水機本第852号]

(施行期日)

第1条 この規程は、令和6年12月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。

別表（第6条関係）

組 織 名	保護管理者	担当施設
本部及び開発調査センター	総務部長	本部及び開発調査センター、横浜庁舎（図書資料館）、長崎庁舎（標本管理室）、水産大学校（山口連携室）
水産資源研究所	管理部門長	横浜庁舎、廿日市庁舎、長崎庁舎
	札幌拠点長	札幌庁舎、さけます事業所宮古庁舎、塩釜庁舎（さけます部門に関することに限る。）
	釧路拠点長	釧路庁舎
	塩釜拠点長	塩釜庁舎、八戸庁舎
	新潟拠点長	新潟庁舎
水産技術研究所	管理部門長	長崎庁舎、宮古庁舎、日光庁舎、横浜庁舎、五島庁舎、奄美庁舎、八重山庁舎
	神栖拠点長	神栖庁舎
	南勢拠点長	南勢庁舎、玉城庁舎、南伊豆庁舎、上浦庁舎、志布志庁舎
	廿日市拠点長	廿日市庁舎、宮津庁舎、百島庁舎、屋島庁舎、伯方島庁舎
水産大学校	校務部長	水産大学校

別紙様式1（第59条第1項関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		
組 織 名		国立研究開発法人水産研究・教育機構〇〇〇
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる部課室等の名称		〇〇部 〇〇課
個人情報ファイルの利用 目的		
記 録 事 項		
記 録 範 囲		
記録情報の収集方法		
記録情報に要配慮個人情 報が含まれるときは、そ の旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受 理する組織の名 称及び所在地	名 称	国立研究開発法人水産研究・教育機構 総務部総務課
	所在地	神奈川県横浜市神奈川区新浦島町一丁目1番地25
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	..... 令第21条第7項に該当するファ イル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報 の提案の募集をする個人 情報ファイルである旨		



行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	国立研究開発法人水産研究・教育機構 総務部総務課 神奈川県横浜市神奈川区新浦島町一丁目1番地25
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	国立研究開発法人水産研究・教育機構 総務部総務課 神奈川県横浜市神奈川区新浦島町一丁目1番地25
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
備考	

- 備考
- 1 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨には法第60条第3項各号のいずれにも該当し、募集の対象となる場合は「該当」と記載し、対象とならない場合には「非該当」と記載する。
  - 2 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地には1に「該当」と記載した場合には記載し、「非該当」と記載した場合には「－」を記載する。
  - 3 「行政機関等匿名加工情報の概要」には、提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成した場合には、本人の数及び情報の項目（記録項目及び情報の粒度（住所であれば都道府県単位等））を記載する。作成がない場合は「－」を記載する。  
（例）本人の数：1万人、情報項目：氏名（削除）、住所（都道府県単位に置換え）、生年月日（生年月に置換え）、性別（男女の別）
  - 4 「作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地」には、3に概要を記載した場合には記載し、作成した行政機関等匿名加工情報がない場合は「－」を記載する。
  - 5 「作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間」には、3に概要を記載した場合には、提案を受ける期間を記載する。作成した行政機関等匿名加工情報がない場合は「－」を記載する。
  - 6 「備考」欄には、その他参考となる事項を記録する。

# 保有個人情報開示請求書

年 月 日

国立研究開発法人  
水産研究・教育機構理事長 殿

(ふりがな)  
氏 名

住所又は 〒  
居所

TEL ( )

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

## 記

### 1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定して下さい。）

--

### 2 求める開示の実施の方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付して下さい。アを選択された場合は、実施の方法、希望日等を記載してください。

ア 窓口における開示の実施を希望する。 <実施の方法> <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <実施の希望日> 年 月 日 <実施の希望窓口> イ 写しの送付を希望する。
---

### 3 手数料の支払方法

手数料 (1件300円)	納付の方法に○印を付してください。 ア 窓口における現金納付    イ 定額小為替    ウ 現金書留    エ 銀行振込
-----------------	--

### 4 本人確認事項等

ア 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又はこれらの書類とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( )
※ 請求書を郵送して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付して下さい。
ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 ( 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( )
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ( )

※ この欄は、記入しないで下さい。

手 数 料	納付された手数料			受 理 番 号	第 号
	納付された日	円			
	年 月 日				

## 別紙様式2（第67条第1項関係）注意事項

### <記載等に当たっての注意事項>

#### 1 「氏名」・「住所又は居所」

本人の氏名（旧姓も可）及び住所又は居所を記載して下さい。ここに記載された氏名及び住所又は居所により開示決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載して下さい。

また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載して下さい。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）による開示請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載して下さい。

#### 2 「開示を請求する保有個人情報」

開示請求をする保有個人情報が記録されている法人文書や個人情報ファイルの名称など、開示請求をする保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載して下さい。

#### 3 「求める開示の実施の方法等」

開示を受ける場合の開示の実施の方法等（窓口における開示の実施（当該実施の実施の方法及び希望日）又は写しの送付）について、希望がありましたら記載して下さい。また、窓口における開示の実施のうち、閲覧又は視聴による方法の場合には、受付窓口でも開示の実施が受けられますので、受付窓口での開示の実施を希望する方は、希望する受付窓口を併せて記載して下さい。

なお、開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「保有個人情報開示実施方法等申出書」により申し出ることもできます。

#### 4 「本人確認事項等」

##### ① 窓口来所による開示請求の場合

個人情報保護窓口又は受付窓口に来所して開示請求をする場合には、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第22条に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）、ただし個人番号通知カードは不可）、在留カード又は特別永住者証明書（これらの書類とみなされる外国人登録証明書）等の住所・氏名が記載されている書類を提示して下さい。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や本人確認書類の提示ができない場合は、個人情報保護窓口又は受付窓口事前に相談して下さい。

（注）住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

##### ② 郵送による開示請求の場合

この請求書を郵送して保有個人情報の開示請求をする場合には、①の本人確認書類を複写機により複写したものと併せて、住民票の写し（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出して下さい。住民票の写しは市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、個人情報保護窓口又は受付窓口事前に相談してください。

##### ③ 代理人による開示請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による開示請求の場合にのみ記載して下さい。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住居又は居所です。

代理人のうち、法定代理人が開示請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提示し、又は提出して下さい。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が開示請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

#### 5 「手数料の納付」

開示請求を行う場合には、1件の個人情報について300円の手数料を納付していただくこととなっておりますので、次の方法で納付してください。

(1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構の個人情報保護窓口もしくは受付窓口に来られ、開示請求書を提出されて行う場合

開示請求書を提出する際に窓口において現金で納付してください。(釣り銭のいらないようにお願いします。)

収入印紙による納付はできません。

(2) 開示請求書を郵便で提出される場合

①現金書留にて納付する場合

開示請求書に手数料相当額の現金を添えて下記に郵送してください。

②郵便定額小為替(無記名のもの)で納付する場合

郵便局で300円の定額小為替を購入し、開示請求書と併せて下記に郵送してください。

③銀行振込で納付する場合(振込手数料は開示請求者の負担となります。)

開示請求書を下記へ郵送後、国立研究開発法人水産研究・教育機構が発行する請求書に基づき、指定された口座へ納付をお願いします。

〒221-8529

神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25

国立研究開発法人水産研究・教育機構総務部総務課長

(郵送途中の事故について、国立研究開発法人水産研究・教育機構は一切の責任を負いません。)



（ 開示請求者 ） 様

国立研究開発法人  
水産研究・教育機構  
理事長 ○ ○ ○ ○

保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）

年 月 日付けをもって開示請求があった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することに決定したので通知します。

記

1 開示をする保有個人情報（ 全部開示 ・ 部分開示 ）

2 不開示とした部分とその理由

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立研究開発法人水産研究・教育機構を被告として（訴訟において国立研究開発法人水産研究・教育機構を代表する者は理事長となります。）、横浜地方裁判所又は行政事件訴訟法に規定する特定管轄裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

3 開示をする保有個人情報の利用目的

4 開示の実施の方法等（説明事項をお読み下さい。）

① 開示の実施の方法等

② 窓口において開示の実施をすることができる日時等  
期 間： 月 日から 月 日まで（土曜・日曜、〇〇を除く。）  
時 間：  
窓口名：

③ 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

<本件連絡先>

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
総務部総務課（担当者： ）  
TEL：  
e-mail：

## 別紙様式4（第70条第3項関係）説明事項

### <説明事項>

#### 1 「開示の実施の方法等」

開示の実施の申出は、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「保有個人情報開示実施方法等申出書」により行って下さい。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「保有個人情報開示実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の7日前には当方に届くように提出願います。

開示の実施の方法は、この通知書の4-①「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。

窓口における開示の実施を選択される場合には、この通知書の4-②「窓口において開示の実施をすることができる日時等」に記載されている日時から、希望する日時（記載された日時に都合がよいものがない場合には、「本件連絡先」に記載した担当まで連絡して下さい。）を選択して下さい。また、窓口における開示の実施のうち、閲覧又は視聴による方法の場合には、4-②「窓口において開示の実施をすることができる日時等」の窓口名に記載されている受付窓口でも開示の実施が受けられます。

また、写しの送付を希望される場合には、「保有個人情報開示実施方法等申出書」によりその旨を申し出て下さい。なお、この場合には、別途、送付に要する費用の負担が必要となります。

#### 2 「不開示部分に係る審査請求等」

開示しないこととされた部分について不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立研究開発法人水産研究・教育機構を被告として（訴訟において国立研究開発法人水産研究・教育機構を代表する者は理事長となります。）、横浜地方裁判所又は行政事件訴訟法に規定する特定管轄裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

#### 3 「開示の実施」

① 個人情報保護窓口又は受付窓口における開示の実施を選択され、その旨を「保有個人情報開示実施方法等申出書」により申し出られた場合には、開示を受ける当日、窓口に来られる際に、この通知書をお持ち下さい。

② 写しの送付を希望された場合には、お知らせした送付に要する費用（見込額）を納付して下さい。納付の方法は、「保有個人情報開示実施方法等申出書」を直接持参して提出する際、個人情報保護窓口又は受付窓口において現金、郵便切手又は郵便小為替で納付するか、郵便切手又は郵便定額小為替（無記名のもの）を「保有個人情報開示実施方法等申出書」とともに送付していただくか、自由に選択できます。

#### 4 「本件連絡先」

開示の実施の方法等、審査請求の方法その他不明な点がございましたら、本欄に記載した担当までお問い合わせ下さい。

（ 開示請求者 ） 様

国立研究開発法人  
水産研究・教育機構  
理事長 ○ ○ ○ ○

保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）

年 月 日付けをもって開示請求があった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定に基づき、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立研究開発法人水産研究・教育機構を被告として（訴訟において国立研究開発法人水産研究・教育機構を代表する者は理事長となります。）、横浜地方裁判所又は行政事件訴訟法に規定する特定管轄裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
総務部総務課（担当者： ）  
TEL：  
e-mail：



# 保有個人情報開示実施方法等申出書

年 月 日

国立研究開発法人  
水産研究・教育機構理事長 殿

(ふりがな)  
氏 名

住所又は 〒  
居所

TEL ( )

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

## 記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号：  
日 付：

2 求める開示の実施の方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	種類・量	実 施 の 方 法	
		① 閲 覧	ア 全部 イ 一部 ( )
		② 複写したもの の交付	ア 全部 イ 一部 ( )
		③ そ の 他 ( )	ア 全部 イ 一部 ( )

3 窓口において開示の実施を希望する日時等 年 月 日 午前・午後

4 受付窓口において閲覧又は視聴の方法による開示の実施を希望する場合の窓口名

窓口名：

5 「写しの送付」の希望の有無 有 無

6 送付に要する費用の納付 (同封する郵便切手等の額 円)

<本件連絡先>  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
総務部総務課 (担当者： )  
TEL：  
e-mail：

※ この欄は、記入しないで下さい。

送	納付された送付に要する費用	円	
料	納付された日	年 月 日	

（ 第 三 者 ） 様

国立研究開発法人  
水産研究・教育機構  
理事長 ○ ○ ○ ○

## 保有個人情報の開示決定等に関する意見について（照会）

（ ※ 1 ）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定に基づく開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法（ ※ 2 ）の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

## 記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分： <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 適用理由：
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（※1）に関する情報の内容	
意見書の提出先	（課名） 国立研究開発法人水産研究・教育機構 総務部総務課 （住所等） 〒221-8529 神奈川県横浜市神奈川区新浦島町一丁目1番地25
意見書の提出期限	年 月 日

## ＜本件連絡先＞

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
総務部総務課（担当者： ）  
TEL：  
e-mail：

- 備考 1 「（※1）」には、「あなた」、「貴社」等、第三者に応じて適宜挿入すること。  
2 「（※2）」には、「第86条第1項」又は「第86条第2項」のいずれか、当該意見照会の根拠となる条項を挿入すること。  
3 法第86条第1項の規定による意見照会である場合にあっては、「法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由」欄は削除してこの様式を使用すること。

## 保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

国立研究開発法人  
水産研究・教育機構理事長 殿

（ふりがな）

氏名又は名称

---

（法人その他の団体にあつては、その団体の名称及び代表者名）

住所又は居所

---

（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所等の所在地）

年 月 日付けをもって照会のあった保有個人情報の開示については、下記のとおり意見を提出します。

### 記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	<p><input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。</p> <p><input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。</p> <p>① 支障（不利益）がある部分</p> <p>② 支障（不利益）の具体的理由</p>
連絡先	

別紙様式8（第71条第1項関係）注意事項

<記載等に当たっての注意事項>

1 「開示についての御意見」

保有個人情報を開示されることについて「支障がない」場合、「支障がある」場合のいずれか該当する□に✓点を記入して下さい。

また、「支障がある」を選択された場合には、①支障がある部分、②支障の具体的な理由について記載して下さい。

2 「連絡先」

この意見書の内容について、内容の確認等をする場合がありますので、確実に連絡が取れる電話番号等を記載して下さい。

3 本件連絡先

この意見書の記載方法、記載内容等について不明な点がありましたら、次の連絡先に連絡して下さい。

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
総務部総務課（担当者：\_\_\_\_\_）

TEL：

e-mail：

（土曜、日曜、〇〇を除く9：30～17：00に連絡可能）

（ 反対意見書を提出した第三者 ） 様

国立研究開発法人  
水産研究・教育機構  
理事長 ○ ○ ○ ○

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について（通知）

（ ※ 1 ）から 年 月 日付けをもって提出がありました「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」に係る保有個人情報については、下記のとおり開示決定をしましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定に基づき通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をすることとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立研究開発法人水産研究・教育機構を被告として（訴訟において国立研究開発法人水産研究・教育機構を代表する者は理事長となります。）、横浜地方裁判所又は行政事件訴訟法に規定する特定管轄裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
総務部総務課（担当者： ）  
TEL：  
e-mail：

備考 「（ ※1 ）」には、「あなた」、「貴社」等、第三者に応じて適宜挿入すること。

番 号  
年月日

（ 開示請求者 ） 様

国立研究開発法人  
水産研究・教育機構  
理事長 ○ ○ ○ ○

保有個人情報開示決定等の期限の延長について（通知）

年 月 日付けをもって開示請求があった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第83条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
延長後の期限	年 月 日
延長の理由	

<本件連絡先>

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
総務部総務課（担当者： ）

TEL :

e-mail :

( 開示請求者 ) 様

国立研究開発法人  
水産研究・教育機構  
理事長 ○ ○ ○ ○

保有個人情報開示決定等の期限の特例規定の適用について (通知)

年 月 日付けをもって開示請求があった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律 (平成 1 5 年法律第 5 7 号) 第 8 4 条の規定に基づき、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
法第 8 4 条 (開示決定等の期限の特例) の規定を適用することとした理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日

< 本件連絡先 >

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
総務部総務課 (担当者 : )

T E L :

e-mail :

# 保有個人情報訂正請求書

年 月 日

国立研究開発法人  
水産研究・教育機構理事長 殿

(ふりがな)  
氏 名

住所又は 〒  
居所

TEL ( )

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

## 記

### 1 訂正を請求する保有個人情報等

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の日付及び文書番号 【日付】 【文書番号】 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(訂正請求の趣旨) (訂正請求の理由)

### 2 本人確認事項等

1 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又はこれらの書類とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ 請求書を郵送して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付して下さい
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）

※ この欄は、記入しないで下さい。

		受理番号	第 ー 号	備考	
--	--	------	-------	----	--



## 別紙様式12（第81条第1項関係）注意事項

### <記載等に当たっての注意事項>

#### 1 「氏名」・「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載して下さい。ここに記載された氏名及び住所又は居所により訂正決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載して下さい。

また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載して下さい。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）による訂正請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載して下さい。

#### 2 「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

3の①及び②に掲げる保有個人情報の開示を受けた日を記載して下さい。

#### 3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称を記載して下さい。なお、本法により保有個人情報の訂正請求ができるのは、次に掲げるものです。

① 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第90条第1項第1号）

② 開示決定に係る保有個人情報であって、法第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの（法第90条第1項第2号）

#### 4 「訂正請求の趣旨及び理由」

##### ① 訂正請求の趣旨

どのような訂正を求めるかについて、簡潔に記載して下さい。

##### ② 訂正請求の理由

訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を、明確かつ簡潔に記載して下さい。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別様に記載し、この請求書に添付して提出して下さい。

#### 5 「本人確認事項等」

##### ① 窓口来所による訂正請求の場合

個人情報保護窓口又は受付窓口に来所して訂正請求をする場合には、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第29条において読み替えて準用する同令第22条（第4項及び第5項を除く。）に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）、ただし個人番号通知カードは不可）、在留カード又は特別永住者証明書（これらの書類とみなされる外国人登録証明書）等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出して下さい。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や本人確認書類の提示ができない場合は、個人情報保護窓口又は受付窓口事前に相談して下さい。

（注） 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

##### ② 郵送による訂正請求の場合

この請求書を郵送して保有個人情報の訂正請求をする場合には、①の本人確認書類を複写機により複写したものと併せて、住民票の写し（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り）を提出して下さい。住民票の写しは市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、個人情報保護窓口又は受付窓口事前に相談して下さい。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りして下さい。

また、被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにして下さい。

##### ③ 代理人による開示請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による訂正請求の場合にのみ記載して下さい。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住居又は居所です。

代理人のうち、法定代理人が訂正請求をする場合には、法定代理人自身に係る戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、

訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り、)を提出して下さい。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が訂正請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類(ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り、)を提出して下さい。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書(ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り、)を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード(ただし個人番号通知カードは不可)等本人に対しに限り発行される書類の写しを併せて提出して下さい。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

#### 6 「訂正請求の期限について」

訂正請求は、法第90条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならないこととなっています。

( 訂正請求者 ) 様

国立研究開発法人  
水産研究・教育機構  
理事長 ○ ○ ○ ○

保有個人情報の訂正をする旨の決定について (通知)

年 月 日付けをもって訂正請求があった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第93条第1項の規定に基づき、下記のとおり訂正することに決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正決定の内容)  (訂正の理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法 (平成26年法律第68号) の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長に対して審査請求をすることができます (なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。  
また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法 (昭和37年法律第139号) の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立研究開発法人水産研究・教育機構を被告として (訴訟において国立研究開発法人水産研究・教育機構を代表する者は理事長となります。)、横浜地方裁判所又は行政事件訴訟法に規定する特定管轄裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます (なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。)

<本件連絡先>  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
総務部総務課 (担当者: )  
TEL :  
e-mail :

番 号  
年月日

（ 訂正請求者 ） 様

国立研究開発法人  
水産研究・教育機構  
理事長 ○ ○ ○ ○

保有個人情報の訂正をしない旨の決定について（通知）

年 月 日付けをもって訂正請求があった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定に基づき、下記のとおり訂正しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
訂正をしないことと した理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立研究開発法人水産研究・教育機構を被告として（訴訟において国立研究開発法人水産研究・教育機構を代表する者は理事長となります。）、横浜地方裁判所又は行政事件訴訟法に規定する特定管轄裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
総務部総務課（担当者： ）  
TEL：  
e-mail：

番 号  
年月日

（ 訂正請求者 ） 様

国立研究開発法人  
水産研究・教育機構  
理事長 ○ ○ ○ ○

保有個人情報訂正決定等の期限の延長について（通知）

年 月 日付けをもって訂正請求があった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第94条第2項の規定に基づき、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
延長後の期限	年 月 日
延長の理由	

<本件連絡先>

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
総務部総務課（担当者： )

TEL :

e-mail :

( 訂正請求者 ) 様

国立研究開発法人  
水産研究・教育機構  
理事長 ○ ○ ○ ○

保有個人情報訂正決定等の期限の特例規定の適用について (通知)

年 月 日付けをもって訂正請求があった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号) 第 95 条の規定に基づき、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第 95 条 (訂正決定等の期限の特例) の規定を適用することとした理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

< 本件連絡先 >

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
総務部総務課 (担当者: )

TEL :

e-mail :

( 提供先機関等名 ) 殿

国立研究開発法人  
水産研究・教育機構  
理事長 ○ ○ ○ ○

提供をしている保有個人情報の訂正をする旨の決定について (通知)

( 提供先機関等名 ) に提供している下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号) 第 92 条の規定により訂正を実施しましたので、同報第 97 条の規定により、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報を特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正決定の内容)  (訂正の理由)

< 本件連絡先 >

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
総務部総務課 (担当者: )

TEL :

e-mail :

# 保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

国立研究開発法人  
水産研究・教育機構理事長 殿

(ふりがな)  
氏 名

住所又は 〒  
居所

TEL ( )

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第99条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

## 記

### 1 利用停止を請求する保有個人情報等

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の日付及び文書番号 【日付】 【文書番号】 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
利用停止請求の趣旨及び理由	(利用停止の趣旨) □第1号該当 → □利用の停止 □消去 □第2号該当 → 提供の停止 (利用停止の理由)

### 2 本人確認事項等

1 利用停止請求者 □本人 □法定代理人 □任意代理人
2 請求者本人確認書類 □運転免許証 □健康保険被保険者証 □個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） □在留カード、特別永住者証明書又はこれらの書類とみなされる外国人登録証明書 □その他 ( ) ※ 請求書を郵送して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付して下さい
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 □未成年（ 年 月 日生） □成年被後見人 □任意代理人委任者（ふりがな） イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 □戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他 ( )
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 □委任状 □その他 ( )

※ この欄は、記入しないで下さい。

		受理番号	第 一 号	備考	
--	--	------	-------	----	--



## 別紙様式18（第87条第1項関係）注意事項

### <記載等に当たっての注意事項>

- 1 「氏名」・「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載して下さい。ここに記載された氏名及び住所又は居所により利用停止決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載して下さい。  
また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載して下さい。  
なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）による利用停止請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載して下さい。
- 2 「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

3の①及び②に掲げる保有個人情報の開示を受けた日を記載して下さい。
- 3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称を記載して下さい。なお、本法により保有個人情報の利用停止請求ができるのは、次に掲げるものです。

  - ① 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第90条第1項第1号）
  - ② 開示決定に係る保有個人情報であって、法第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの（法第90条第1項第2号）
- 4 「利用停止請求の趣旨及び理由」
  - ① 利用停止請求の趣旨  
利用停止請求の趣旨は、「第1号該当」、「第2号該当」のいずれか該当する□に✓点を記入して下さい。

ア 「第1号該当」には、法第61条第2項の規定（個人情報の保有制限）に違反して保有されているとき、法第63条の規定（不適正な利用の禁止）に違反して取り扱われているとき、法第64条の規定（適正取得）に違反して取得されたものであるとき又は法第69条第1項及び第2項の規定（目的外利用制限）に違反して利用されていると考えるときに、□に✓点を記入して下さい。また、「利用停止」又は「消去」の□のいずれかに✓点を記入して下さい。

イ 「第2号該当」には、法第69条第1項又は第2項の規定（目的外利用制限）又は法第71条第1項の規定（外国第三者提供制限）に違反して他の独立行政法人等又は行政機関に提供されていると考えるときに、□に✓点を記入して下さい。
  - ② 利用停止請求の理由  
利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を、明確かつ簡潔に記載して下さい。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別様に記載し、この請求書に添付して提出して下さい。
- 5 「本人確認事項等」
  - ① 窓口来所による利用停止請求の場合  
個人情報保護窓口又は受付窓口に来所して利用停止請求をする場合には、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第29条において読み替えて準用する同令第22条（第4項及び第5項を除く。）に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）、ただし個人番号通知カードは不可）、在留カード又は特別永住者証明書（これらの書類とみなされる外国人登録証明書）等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出して下さい。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や本人確認書類の提示ができない場合は、個人情報保護窓口又は受付窓口事前に相談して下さい。

（注） 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。
  - ② 郵送による利用停止請求の場合  
この請求書を郵送して保有個人情報の利用停止請求をする場合には、①の本人確認書類を複写機により複写したものと併せて、住民票の写し（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出して下さい。住民票の写しは市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、個人情報保護窓口又は受付窓口事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りして下さい。  
また、被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにして下さい。
  - ③ 代理人による利用停止請求の場合  
「本人の状況等」欄は、法定代理人による利用停止請求の場合にのみ記載して下さい。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住居又は居所です。  
代理人のうち、法定代理人が利用停止請求をする場合には、法定代理人自身に係る戸籍謄本、

戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を提示し、又は提出して下さい。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が利用停止請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を提出して下さい。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出して下さい。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

#### 6 「利用停止請求の期限について」

利用停止請求は、法第98条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。

（ 利用停止請求者 ） 様

国立研究開発法人  
水産研究・教育機構  
理事長 ○ ○ ○ ○

保有個人情報の利用停止をする旨の決定について（通知）

年 月 日付けをもって利用停止請求があった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定に基づき、下記のとおり利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容)  (利用停止の理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立研究開発法人水産研究・教育機構を被告として（訴訟において国立研究開発法人水産研究・教育機構を代表する者は理事長となります。）、横浜地方裁判所又は行政事件訴訟法に規定する特定管轄裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
総務部総務課（担当者： ）  
TEL：  
e-mail：

番 号  
年月日

( 利用停止請求者 ) 様

国立研究開発法人  
水産研究・教育機構  
理事長 ○ ○ ○ ○

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について (通知)

年 月 日付けをもって利用停止請求があった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号) 第 101 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり利用停止しないことに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長に対して審査請求をすることができます (なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法 (昭和 37 年法律第 139 号) の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国立研究開発法人水産研究・教育機構を被告として (訴訟において国立研究開発法人水産研究・教育機構を代表する者は理事長となります。)、横浜地方裁判所又は行政事件訴訟法に規定する特定管轄裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます (なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。)

< 本件連絡先 >

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
総務部総務課 (担当者 : )  
TEL :  
e-mail :

番 号  
年月日

( 利用停止請求者 ) 様

国立研究開発法人  
水産研究・教育機構  
理事長 ○ ○ ○ ○

保有個人情報利用停止決定等の期限の延長について (通知)

年 月 日付けをもって利用停止請求があった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律 (平成 1 5 年法律第 5 7 号) 第 1 0 2 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期限	年 月 日
延長の理由	

<本件連絡先>

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
総務部総務課 (担当者: )

TEL :

e-mail :

( 利用停止請求者 ) 様

国立研究開発法人  
水産研究・教育機構  
理事長 ○ ○ ○ ○

保有個人情報利用停止決定等の期限の特例規定の適用について (通知)

年 月 日付けをもって利用停止請求があった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律 (平成 1 5 年法律第 5 7 号) 第 1 0 3 条の規定に基づき、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第 1 0 3 条 (利用停止決定等の期限の特例) の規定を適用することとした理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

< 本件連絡先 >

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
総務部総務課 (担当者 : )

T E L :

e-mail :

( 移送先機関等名 ) 殿

国立研究開発法人  
水産研究・教育機構  
理事長 ○ ○ ○ ○

保有個人情報の ( ※ 1 ) に係る事案の移送について

年 月 日付けをもって請求があった保有個人情報の ( ※ 1 ) に係る事案について、個人情報保護に関する法律 (平成15年法律第57号) ( ※ 2 ) の規定に基づき、下記のとおり移送します。

記

( ※ 1 ) に係る 保有個人情報の名称等	
( ※ 1 ) 者氏名等	氏 名 : 住所又は居所 : 連 絡 先 : 法定代理人又は任意代理人による請求の場合 本人の状況 : <input type="checkbox"/> 未成年者 ( 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 : 本人の住所又は居所 :
添 付 資 料 等	① . . . . . ② . . . . . ③ . . . . .
備 考	

<本件連絡先>  
 国立研究開発法人水産研究・教育機構  
 総務部総務課 (担当者 : )  
 TEL :  
 e-mail :

- 備考 1 「 ( ※ 1 ) 」には、請求の別 (「開示請求」又は「訂正請求」) を挿入すること。  
 2 「 ( ※ 2 ) 」には、当該移送の根拠となる条項 (開示請求に係る事案にあつては「第85条第1項」、訂正請求に係る事案の移送にあつては「第96条第1項」) を挿入すること。  
 3 複数の他の独立行政法人等又は行政機関の長に移送する場合には、「備考」欄にその旨を記載すること。

番 号  
年月日

( 開示請求者又は訂正請求者 ) 様

国立研究開発法人  
水産研究・教育機構  
理事長 ○ ○ ○ ○

保有個人情報の ( ※ 1 ) に係る事案の移送について (通知)

年 月 日付けをもって請求があった保有個人情報の ( ※ 1 ) に係る事案については、個人情報保護に関する法律 (平成 1 5 年法律第 5 7 号) ( ※ 2 ) の規定に基づき、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の ( ※ 3 ) は、下記の移送先機関等において行われます。

記

( ※ 1 ) に係る保有個人情報の名称等	
移 送 を し た 日	年 月 日
移 送 の 理 由	
移 送 先 機 関 等 名	移送先機関等名 : 連 絡 先 : (部課室名) (担当者名) (所在地) (電話番号)

<本件連絡先>  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
総務部総務課 (担当者 : )  
TEL :  
e-mail :

- 備考 1 「 ( ※ 1 ) 」には、請求の別 (「開示請求」又は「訂正請求」) を挿入すること。  
2 「 ( ※ 2 ) 」には、当該移送の根拠となる条項 (開示請求に係る事案にあつては「第 8 5 条第 1 項」、訂正請求に係る事案にあつては「第 9 6 条第 1 項」) を挿入すること。  
2 「 ( ※ 3 ) 」には、決定等の別 (「開示決定等」又は「訂正決定等」) を挿入すること。





諮 問 書

番 号  
年月日

情報公開・個人情報保護審査会 殿

国立研究開発法人  
水産研究・教育機構  
理事長 ○ ○ ○ ○

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（※1）の規定に基づく（※2）について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第105条第1項の規定により諮問します。

- 備考 1 「（※1）」には、当該審査請求に係る原処分の根拠となる条項（開示決定等にあつては「第82条」、訂正決定等にあつては「第93条」、利用停止決定等にあつては「第101条」）を挿入すること。
- 2 「（※2）」には、当該審査請求に係る原処分の別（「開示決定等」、「訂正決定等」又は「利用停止決定等」）を挿入すること。

(別紙)

1 審査請求に係る保有個人情報の名称等	
2 審査請求に係る(※1)	① (※1)の種類 ② (※1)の日付、記号番号 ③ (※1)をした者 ④ (※1)の概要
3 審査請求	① 審査請求年月日 ② 審査請求人 ③ 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① ..... ② ..... ③ ..... ④ ..... ⑤ .....
7 本件連絡先	国立研究開発法人水産研究・教育機構 総務部総務課(担当者: ) 住 所: 神奈川県横浜市神奈川区新浦島町一丁目1番地25 TEL: FAX: e-mail:

備考 1 「(※1)」には、当該審査請求に係る原処分(「開示決定等」、「訂正決定等」又は「利用停止決定等」)を挿入すること。

2 「(※1)の種類」には、当該審査請求に係る原処分が、開示決定等である場合にあっては開示決定、一部開示決定(該当不開示条項)又は不開示決定(該当不開示条項)のいずれかを、訂正決定等である場合にあっては訂正決定又は不訂正決定のいずれかを、利用停止決定等である場合にあっては利用停止決定又は不利用停止決定のいずれかを記載すること。

。

番 号  
年月日

( 審査請求人等 ) 様

国立研究開発法人  
水産研究・教育機構  
理事長 ○ ○ ○ ○

情報公開・個人情報保護審査会への諮問について (通知)

年 月 日付けをもって当法人に対し申立のあった審査請求について、下記のとおり情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号) 第 105 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 審査請求に係る保有個人情報の名称等	
2 審査請求	① 審査請求年月日 ② 審査請求の趣旨
3 諮問日・諮問番号	年 月 日・〇〇諮問第〇〇号

<本件連絡先>

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
総務部総務課 (担当者 : )

TEL :

e-mail :

委 任 状

受任者 郵便番号  
(ふりがな)  
住所又は居所  
(ふりがな)  
氏 名  
  
連絡先

上記の者を代理人とし、国立研究開発法人水産研究・教育機構における個人情報の適正な管理に関する規程(17水研本第83号)第106条第1項・第112条第1項前段・第112条第1項後段、第109条及び第113条の規定による手続きに関する一切の権限を委任します。

年 月 日

委任者 郵便番号  
(ふりがな)  
氏 名  
(ふりがな)  
住所又は居所  
  
連絡先

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。
3. 委任者が法人その他の団体にあつては住所又は居所には本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
4. 連絡先には連絡の取れる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署がある場合は、当該担当部署及び担当者を記載すること。
5. 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。